

1 部落の教育現実と同和教育行政の問題点（その1）

部落の教育現実と同和教育行政の問題点（その1）

部落解放研究所研究部
教育行財政部会

はじめに

「特別措置法」が制定されてすでに八年余、さらに「同
和对策」審議会が出されて十二年になろうとしている。し
かし、いうまでもなく、差別の現実を基本的に解決してい
ないのである。「部落地名総鑑」をはじめ、一連の差別事
件は、そのことを端的に表現している。また、教育におけ
る進路や学力の問題が、今日依然として解決していないこ
とは、その解決の目途すらもついていないことを示してい
ると思われる。

ところで、こうした教育の差別の現実を教育行政関係者
やさらに解放教育者においても、適格に把握しているとは

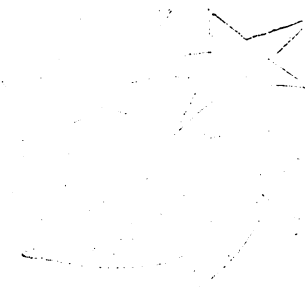
必ずしもいえない状況があると思われる。その結果、中
央政府・文部省に対しても、首尾一貫した、根拠のはっきり
した闘いが必ずしも展開しえない一つの理由になっ
ているように思える。

そこで、まず、「答申」「措置法」をはじめ各府県・市町
村の同和教育方針・答申などで部落解放を目指す教育実現
のために行政としての目標・施策・位置付けなどをどのよ
うにとらえていたのかを分析し、把握しておく必要がある
う。

次に、その行政としての目標などをふまえて、「現在、
部落の教育現実がどうなっているか、それをどうとらえる
のか」を考えてみたい。この課題を十分に分析するには、
我々の側に資料が収集し得た不十分な資料でまとめざるを

部落解放研究所研究部

部落の教育現実と同和教育行政の問題点（その1）



部落解放研究所研究部

えないという弱点をはらんでいる。このため、この小論は解放教育の前進をねがう多くの関係者の討論のための素材となり、また、これを契機として資料がよせられることを期待したい。

そこで、この小論では次の点を考察したい。

第一に、まず、「措置法」が出来て八年たった現在、部落の教育現状がどのように変化してきたのか、また、変化していないのかを、進路と学力の問題を中心に整理してみたい。

第二に、今日まで八年間、同和教育行政の基本構造はどのようなっており、いかなる問題点があるかを指摘する。

第三に、その問題が、国と府県の「財政」にどう表現されているかを、大阪府の場合を取り上げて分析し、同和教育財政の現状を分析したい。

第四に、大阪の場合の問題点から逆に、国の具体的な施策の問題点をあきらかにする。これは、第二の同和教育の基本構造との関連で検討して頂きたい。

一 部落の教育現実をどうとらえるのか

部落差別の現実が解消されたのか

最近、一部の人は、部落差別の現実が解消されたとか

は8・3%となっているが、その格差は依然として大きいのである。

これと同じような状況は、大阪や兵庫においても示している。たとえば、大阪でいうと地区生徒は、87・6%、府平均が93・7%である（一九七六年卒業生、大同教進路専門委調べ、 \wedge 第2表 \vee 参照）このように、たしかに格差はちぢまっているが、その格差は依然として大きい。ここで注意しなければならないのは、我々が入手しうる資料は比較的運動があるところのものであるということである。運動もなく、同和教育の取り組みが全く皆無という状況のところでは、どうなっているかは必ずしも明らかではない。この点で、最近県同教も出来た熊本県の場合を調べてみると \wedge 第3表 \vee のようになっている。

運動が強まるとともに進学率は高くなっているものの、その格差は10%以上もあり、就職者は2倍以上となっている。従って、運動の弱いねむらされているところでは、進学率そのものもお低いという状況にあることが推測される。

ところで、高校進学率は全国的にどうなっており、それとの比較ではどうであろうか？ 我々の資料は年度がバラバラであるために比較が困難であるが \wedge 第4表 \vee （昭和五〇年度）でみると85%以下は、岩手と福島、80%以下が沖

されつつあるとか、述べている。こうした意見に賛成しない人々の間においても部落の教育現実を全体として把握していないために、「行政闘争が弱くなる」ということにはなっていないだろうか。もちろん、差別の教育現実を本当に解消しているのであれば、すばらしいことであるが、その結果として本当のことがみえなくなってしまうことになれば、極めて有害な役割を果すことになる。そこで、一、進路の問題 二、学力の問題を中心に出来るかぎり最近の資料をつかひながらまとめてみたい。

一、進路の問題

(1) 中卒者の進路

中卒者の進路は、最近高校進学が多くなり、部落外生徒との格差はちぢまっているといわれている。

格差は本当にちぢまっているのだろうか。たとえば、埼玉の場合である。三九年度から、四八年度までの進学率の推移をみたのが \wedge 第1表 \vee である。これによると、地区の生徒は、55・3%から84・8%まで伸びており、29・5%の伸びを示している。地区外生徒は、69・1%から93・1%まで伸びており、その伸びは24・0%である。たしかに地区の生徒の進学率は、絶対的には大きくのびている。しかし、三九年度における格差が14・6%であり、四八年度に

繩となっている。この示し方でいうと、出身生徒の場合、80%以下が熊本、85%以下が埼玉、90%以下が大阪となっており、部落出身生徒は低い水準におかれていることが分かる。

また、注意を必要とするのは、男子の進学率の低さである。たとえば、埼玉の場合出身生徒男子の進学率は、77・4%であり（四八年度）、大阪の場合には、80・6%でしかない。これは、全国的にも、昭和四五年ぐらいを境目として、男女の進学率は逆転しているが、部落の場合には極端に低い。男子の進学率は、文部省統計によれば、85%以下80%以上が、青森・岩手・秋田・福島であり、沖繩の場合には、男子が68・9%で女子と12・5%もあいており、極端に格差が大きい。この沖繩を除けば、全国的に埼玉の部落出身男子の進学率は最低であることを指摘しておこう。なお、この点については、さらに詳しい調査をすることが必要であろう。

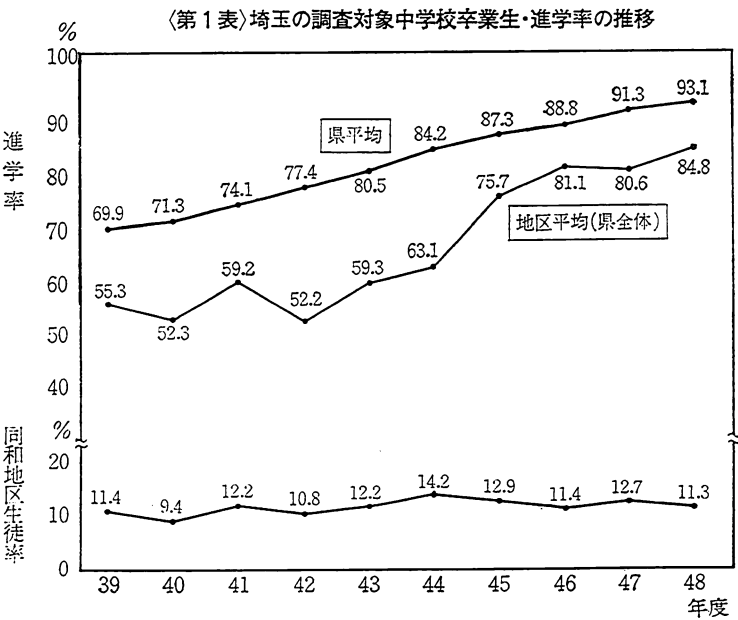
さて、次に、進学の中味の問題である。進学率は、以上にみたように若干の問題点もあるが、確かに上昇してきているが、その中味を検討してみると問題が多い。たとえば、大阪の場合である。 \wedge 第2表 \vee でみると、地区生徒は、公立普通科に33・8%入学しているのに対し、「同和校」の地区外生徒は、53・5%で約20%も格差があるということ

である。結局、その格差だけ私学・就職が増えているということになる。

これは、大阪だけの例であろうか。埼玉の場合を示したのが、(第5表)である。やはり、公立普通科の場合、10%以上の格差があり、しかも、私立の普通科の格差もあり、結局、10数%の格差となっている。そして、その分だけ実業校に入学が増えているのである。しかも、大阪・埼玉の場合に共通して、注目しなければならないのは、さきにも指摘した男子生徒の普通科への進学率である。男子の普通科への進学率は、地区生徒28・5%に対し、地区外生徒は、50・7%となり、22・2%の格差にもなっている(大阪)。また、埼玉では、各々19・4%、34・7%となっており、15・3%の格差があり、いずれの場合も二倍に近い格差となっているのである。

以上を通しておきらかなように、高校進学は上ってきているが、依然として格差はあり、しかも、社会的に低位にランクづけされている高校へ地区生徒がいつている状況があまりかとなつてゐる。

こうした進学率の格差を生みだしている最も大きな原因は、学力の不振と生活の不安定さに求められなければならないのであろう。学力の不振と生活の不安定さは、せつかく高校へ進学しても、中退者が多いということを示されてい



(第2表) 76年3月中学卒業生・進路基礎統計 (府下進進校24校)

項	1 全日進進校		内訳(全日進進校の)										2 定時制進進校		3 職業訓練校		4 各種学校のみのみ		5 就職のみ		6 左欄に該当しないもの		7 部活参加者		8 部活参加者														
	人数	割合(%)	普通科	工業科	商業科	農業科	家庭科	その他	合計	普通科	工業科	商業科	農業科	家庭科	その他	合計	普通科	工業科	商業科	農業科	家庭科	その他	合計	普通科	工業科	商業科	農業科	家庭科	その他	合計	普通科	工業科	商業科	農業科	家庭科	その他			
男子	3582	92.2	4	6	1801	50.7378	18	55	7	10	1698	79	101	101	1	997	28.1	82	45	31	6	58	21	7	1	13	58	30	30	93	13	261	31	142	64	21	20		
女子	3306	93.8	1	0	1878	56.3	16	60	23	23	13	135	993	2	80	35	8	40	33	1	5	1	21	16	1	5	6	2	5	63	99	163	30	272	14	143	95	27	22
合計	6888	93.0	5	6	3679	53.4394	78	78	23	23	603	178	103	181	35	9	215	30.7	122	78	32	11	82	37	8	6	19	2	63	99	163	30	533	45	285	159	48	42	

(第5表) 埼玉中卒年度別進路先数 (8中学校)(45~48年合計) A一地区 B一地区外

性別	普通科		工業科		農業科		商業科		家庭科		その他		合計		私立高校		進学前		訓練校		各種学校		就職		家事		進学		小計		
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
男子	34.7	6.4	11.1	9.6							0.2	62.0	19.2	2.4	4.4	4.4	0.7	26.7	88.7	2.4	0.6	3.0	6.9	13.1	2.8	15.9	25.8	100.0	100.0	100.0	100.0
女子	34.6	13.7		0.6	5.6	0.9				0.09	55.4	24.9	5.3	5.7	4.1	4.1	0.6	30.8	86.3	3.2	0.6	3.8	7.7	12.1	1.2	13.4	13.7	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	41.6	12.6	0.04	0.3	2.5	0.4			0.08	57.7	25.4	5.7	5.7	2.2	2.1	2.2	0.9	32.0	80.7	0.2	1.9	2.1	7.3	0.8	8.1	14.9	20.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	37.3	9.8	5.9	4.9	1.2	0.2			0.04	59.3	21.8	3.9	3.9	2.1	2.1	2.1	0.8	28.7	88.0	1.7	1.3	3.0	7.8	1.2	9.0	12.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

〔第3表〕 熊本県の卒業生の進学率と就職の状況

1971年			
同和地区	303名	(イ) 8%	(ウ) 30%
地区外	5,016名	(イ) 4%	(ウ) 15%
1972年			
同和地区	276名	(イ) 6%	(ウ) 24%
地区外	4,723名	(イ) 2%	(ウ) 13%
1973年			
同和地区	307名	(イ) 1%	(ウ) 23%
地区外	5,534名	(イ) 2%	(ウ) 11%

7. 高校進学 イ、各種学校 ウ、就職 エ、自営

7 部落の教育現実と同和教育行政の問題点 (その1)

る。大阪府教の調べでは「卒業して、約5・9%の子が(従って、府全体の統計の三〜四倍の割合で)職をかえ、あるいは学校をやめている。さらに、1年たてば、8・8%の子が同じく、進路の変更を余儀なくされている。」と報告している(大同教通信No.46・一九七七・一一二八)。こうした報告は、具体的なデータとして、十分には確認されていないが、同じ傾向にあるものと考えられる。

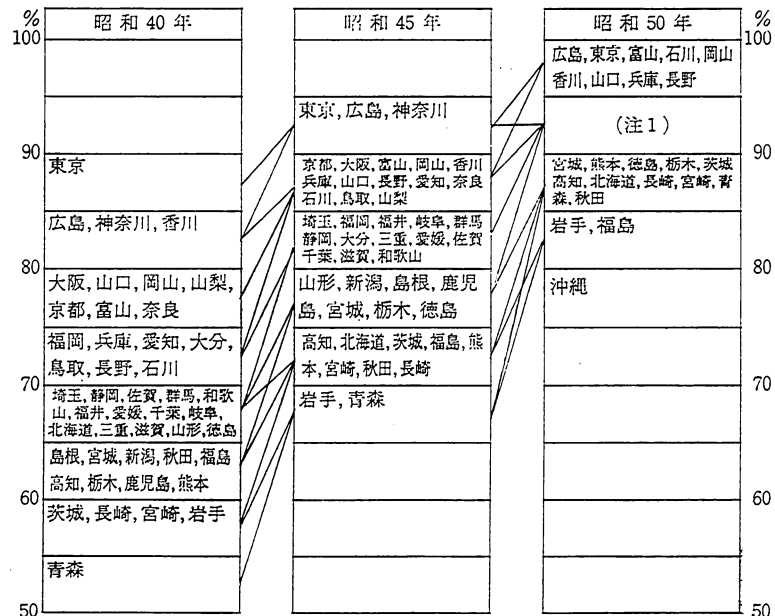
以上のような傾向は、大学進学率に、さらにはっきりとあらわれている。この点を次にみてみよう。

(ロ) 高卒者の進路―半分以下の大学進学率―では、高卒者の進路の状況はどうなっているのであろうか

実は、我々が現在入手している資料は多くの欠陥があり、正確な数字が分らないのが卒直なところである。たとえば京都市の場合(入第6表)である(京都市民生局、京都市における同和行政の概要、昭和四九年)。これによると、京都市の場合33・5%となっており、これは入第6表の通り、ほぼ全国平均と同じである。ところが、これは、よく注意してみると、一つは、地区総数は支度金受給者であり、支度金をもらっていない生徒は含まれていない。二つ目は、中卒就職者が含まれていることで、文部省統計と比較出来ないものである。しかし、この資料ではっきりと裏づけているのは、高卒者のうちで無業者の割合が地区生徒は

〔第4表〕 都道府県別の高等学校等への進学率の推移

(50年度わが国の教育水準より)



(注) 1 昭和50年の90.1~95.0%の府県 奈良、大阪、神奈川、鳥取、山梨、京都、埼玉、岐阜、福井、群馬、福岡、愛媛、山形、佐賀、三重、滋賀、愛知、大分、和歌山、静岡、千葉、新潟、島根、鹿児島
2 各枠内の都道府県名は、進学率の高い順である。

3・6%であるのに対し、地区外生徒は24・9%と約七倍もの格差があるということである。この無業者とは、いわゆる大学浪人が大多数を占めているものと推測され、地区生徒は、大学を出来ない時は就職し、大学へ行くことをあきらめるといふ実態があることを示している。それが原因となって、就職率が地区生徒の場合62・9%と地区外の倍近い数字となっているわけである。

ところで、京都市の四八年度卒業年度が中学校卒業の時 には、二五二人であり、これを母数とし文部省統計と同じ方法で計算し直すと、大学進学率は22・2%となる。しかも、その中味についてみると、国公立は2%未満であることも注意しておきたい。

次に、徳島の場合をみると入第7表の通りである。これは、四九年度卒業生であるから全国では、35%である。これで見ると、大学全体の進学率で全国平均と10%少し格差があり、県の中では約14%の格差となっている。しかも、地区生徒は四年制大学への進学が低いこと、女子の進学率が低いことが特徴となっている。

この徳島の場合も、総数は、中卒就職者が含まれていない欠陥をもっている。従って、この点を考慮すれば入第8表のように、地区生徒の大学進学率は15%になり四年制大学へは10%前後しか行っていないのである。

兵庫の場合、一九七〇年度大学進学率は32・5%となっており、かなり高くなっているが、内容は徳島と同じ傾向をもっている。すなわち、母数を3年前の卒業者でみると26%程度となり、全国との格差はやはり10%以上となり、4年制だけで見ると10数%の格差となっている(兵同教調へ 進路保障第八号参照)。

また、埼玉の場合をあげると次のようになっていいる。この調査は、一九七五年の調査であり、この年の全国の大学進学率は八第10表Vの通り37・8%であり、やはり2倍以上の格差がある。しかも、これまでの資料と同じく進学率のときの母数を中卒のときの人数とすれば、10%強にしかならないことも指摘しておかなければならない。

事実、鳥取県の場合には八第11表Vの如く13%であり、全国の進学率の1/3に近いわけである。

以上のように、高卒者の正確な数字は明確につかみえていないが、推量するのに①大学進学率は、15〜20%前後ではないかと考えられ、②しかも、短大の占める割合の高いこと、③国立大学は1〜3%程度、浪人が圧倒的に少ないこと、④さらに、女子の進学率が短大をふくめても低く、4年制となれば極端に低いことがうかがえるのである。この点を、さらに調査していくことが重要であるが、もし、それが推量通りであるとすれば、大学進学率は地区外の約

半分以下から1/2ということになり、かつての高校進学率の水準でいうと、十〜二十年前の格差よりもひどいということになる。かつての高校進学率の格差が、そのまま大学進学率の格差として、今日現象しているという仮説も成立するのである。

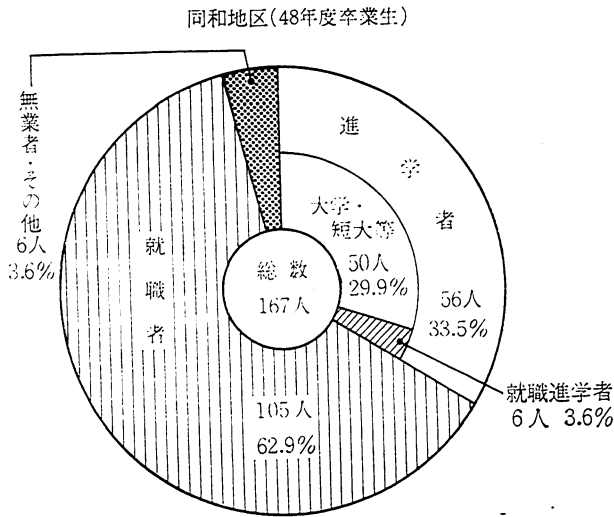
なお、この部落の進学率の低さの問題は、今日の大学の閉鎖性の集中的表現であることを指摘しておきたい。つまり、今日、大学進学と階級・階層の関連が問題になっていることと、実は内的に結合していると考えられるのである。詳しいデータがないのであるが、官制資料によって、そのことを指摘しているのが八第12表Vである。これによると、高所得を占める上位20%の家庭が、大学進学率で50%をこえており、上位40%の所得家庭では71・8%を占め、あとの中・下位60%の所得家庭が、わずか28・2%しか進学していないことを示しているのである。

もちろん、大学に進学する世代の家庭は、所得が高いわけであるが、これを考慮にいれても、あまりにも偏向していることを文部省においても認めているわけである。(文部省学生生活実態調査)

この傾向は、年々つよまわっていることが指摘されており、この傾向の集中的表現が部落の進学率の低さであることをのべておきたい。というのも、部落の経済的水準を示すも

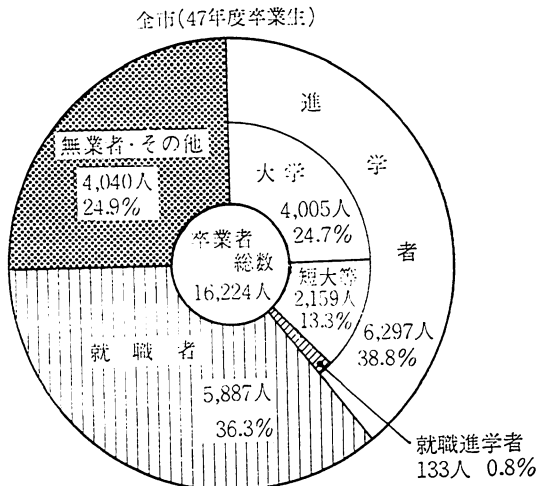
のとして、総理府の調査で所得階層分布を次のように示している(八第13表V)。これをみると、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割のみの家庭が24・9%となっており、住民税所得割課税世帯は75・1%である。ところが

〔第6表〕京都市昭和48年度高等学校卒業生進路状況



部落の場合には、各々55・7%、44・3%となっている。この状況を念頭において、もう一度、八第12表Vを読みなおして頂くとうなるであろうか。

つまり、部落の場合には、半分以上が八第12表Vの第I



〔第10表〕大学・短大への進学卒（浪人を含む）（1945年3月）

年 度	計	大 学	短期大学
	%	%	%
1955	10.1	7.9	2.2
1960	10.3	8.2	2.1
1965	17.0	12.8	4.1
1966	16.1	11.8	4.3
1967	17.9	12.9	5.0
1968	19.2	13.8	5.4
1969	21.4	15.4	6.0
1970	23.6	17.1	6.5
1971	26.8	19.4	7.4
1972	29.8	21.6	8.2
1973	32.2	23.0	9.1
1974	34.7	24.7	10.0
1975	37.8	26.7	11.0

〔注〕進学率＝大学・短期大学の入学者数×100（「教育年鑑」より）
3年前の中学校卒業者数

〔第11表〕鳥取県高校卒業者の進路

中卒のときの生徒	短大	4年制国立大学	未定（浪人など）	就職	専門学校	4年制私立大学	その他	計
出身生徒	595	31	9	23	321	44	36	490
一般地区	9,235	1,053	427	不詳	不詳	1,046	1,374	不詳
計	9,830	1,084	436	〃	〃	1,090	1,410	8,934

〔第12表〕家計の収入階級別学生数の比率（大学昼間部74年11月現在）

区 分	第 I	第 II	第 III	第 IV	第 V
	～1,331千円	1,331～1,767千円	1,767～2,246千円	2,246～3,000千円	3,000～千円
国立	14.4 (19.7)	11.2 (18.1)	16.0 (14.6)	24.3 (19.6)	34.1 (28.0)
公立	9.3 (14.4)	9.7 (17.5)	14.3 (12.9)	21.0 (21.4)	45.7 (33.8)
私立	6.1 (7.9)	6.5 (12.3)	11.6 (13.0)	21.2 (20.4)	54.6 (46.4)
平均	8.0 (10.5)	7.5 (13.7)	12.6 (13.4)	21.8 (20.2)	50.1 (42.2)

〔注〕カッコ内は1972年度。（教育年鑑より）

〔第13表〕所得階級別分布

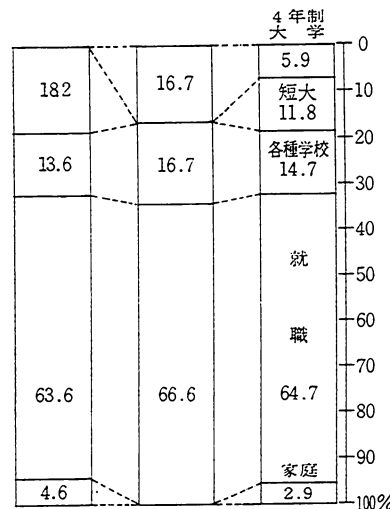
	同 和 地 区		全 国	
	世帯数	割合	割合	
総 数	386,992	100.0	100.0	
生活保護世帯	37,020	9.6	} 8.1	
住民税非課税世帯	45,722	11.8		
住民税均等割のみ課税世帯	132,935	34.3		16.8
住民税所得割課税世帯	171,315	44.3		75.1

卒業生数	(A) 大学進学者					(B) 短大進学者					(A)+(B)	専科計	総計	進学者率%	各種学校進学者			各種学校進学者率%	
	男	女	計	公立	私立	計	公立	私立	計	計					公立	私立	計		
																			計
同和地区生徒	11	33	44	61	(15.8%)	2	26	28	28	89	4	5	94	24.35	3	6	9	23	5.96
同和地区外生徒	325	241	276	1,625	2,571	(25.7%)	25	4	31	60	1,084	3,655	23	70	87	189	276	792	7.93
計	336	274	322	1,706	2,641		27	8	35	120	1,188	3,839	27	70	90	195	285	830	7.99

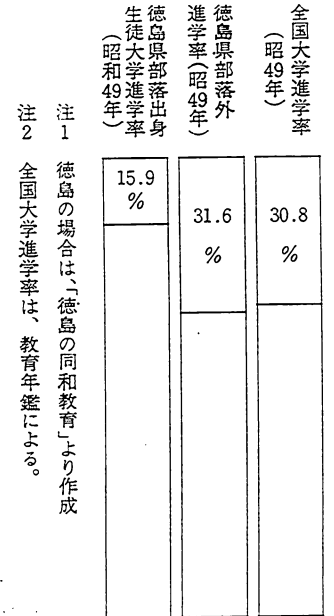
〔注〕欄中の一部は昼間部、二部は夜間部を意味する。

（徳島県の同和教育、徳島県教委発行S50.9より）

女 22名
男 12名
全体 34名



〔第9表〕埼玉の高校卒業後の進路



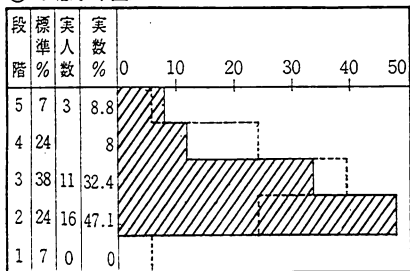
注1 徳島の場合は、「徳島の同和教育」より作成
注2 全国大学進学者率は、教育年鑑による。

〔第7表〕昭和49年度徳島県の高等学校卒業生進路状況（私立・通信制・障害者学校除く）

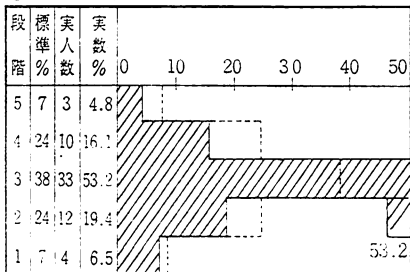
〔第8表〕大学進学者の部落・部落外の格差

〔第14表〕長野県における地区・生徒の学力

① 小低学年国語評定



② 小高学年国語評定

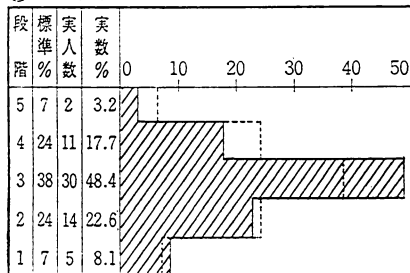


①小低学年では、国語・社会・算数・理科の落ちこみが目立ち、5・4の段階が少なく、2・3の段階が多くなっている。標準検査の結果と符号する。

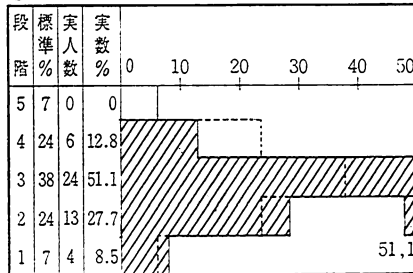
②小高学年では、小低学年と同じ傾向を示すが、特に社会・理科の落ちこみが顕著になる。音楽・体育に優れたものが出てきている。

③中学校では、国語・社会・数学・理科に続いて英語も同様な落ちこみを示す。音楽・美術・保健・技家の各教科は優れたものが出ている反面、落ちこみの傾向も出てきて、格差が顕著にあらわれている。

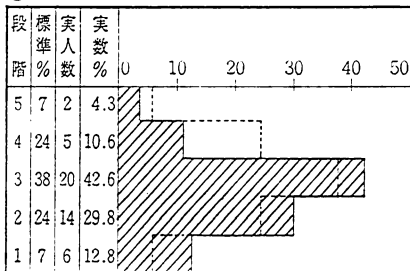
⑤ 小高学年算数評定



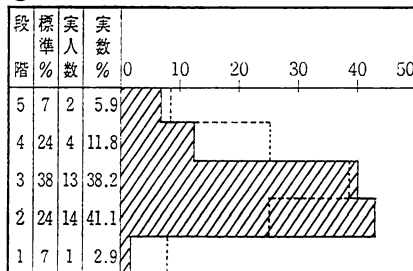
③ 中学国語評定



⑥ 中学数学評定



④ 小低学年算数評定



さて、進路における問題点は、学力の問題と関係するのではないかとこの点を指摘したわけであるが、実際にどうなっているのだろうか。

すでにのべた如く、文部省は答申や長期計画を恣意的に解釈し、単に奨学全対策のみで（しかも不十分な）お茶をにごし、学力対策をやらす、それで教育の機会均等が実現するの如き政策を行なっている。この点を批判するためには、学力の現状を明らかにしておかなければならない。答申は、学力の状況について次のようにのべた。

「教育の状況は、学校教育においての児童・生徒の学業

一、学力の問題

分類の中に入り、あとの半分弱が第Ⅱ分類以上を占めているのである。第Ⅰ分類（下位20%）の家庭の進学率は8%であり、部落の進学率は10%程度ではないかとも考えられるのである。しかも、周知のごとく、部落の場合には、単に経済的低位性だけでなく、識字学級にみられるように、「文化」「教育」を奪われてきた歴史がある以上、形式的に平等な教育は、実は不平等を生みだすのは、あまりにも当然である。結果として、教育の閉鎖性が進行するのも当然といえよう。

次に、学力の問題を検討しよう。

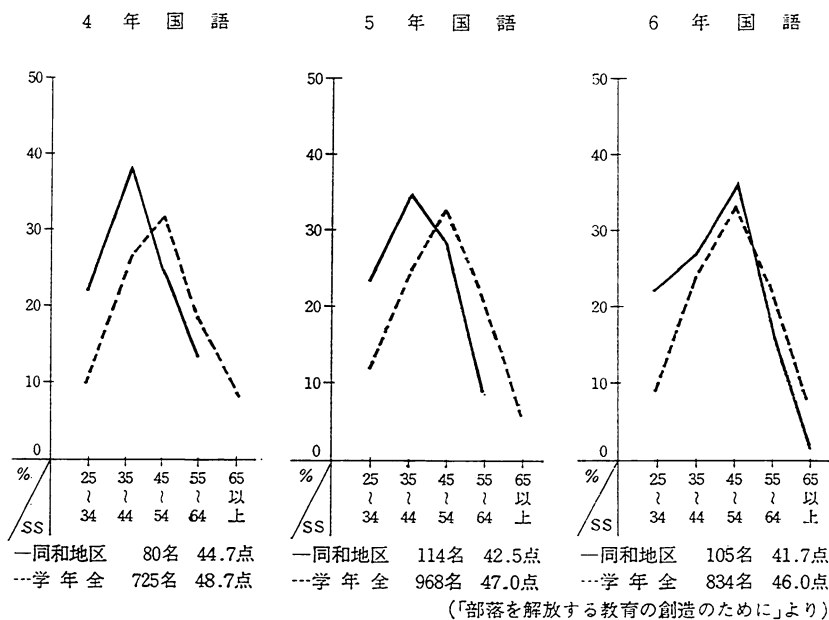
不振と社会教育のおくれ、同和教育の不振等が目立っている」「学校教育における児童・生徒の成績は、小学校・中学校に属するものも全般的にかなり悪く、全体的にみるとこれは、答申審議会教育部会・調査部会を要約したものである。

(1) 長野県の場合

長野県の推進教員が中心となって、小・中学生百四十三名を調査し分析したのが「部落の児童・生徒の学力を調査して」としてまとめられている。

まず、国語と算数(数学)をみてみると、いずれも学力が低いままになっていることがはっきりしているが①低学年では、国語・算数ともに五段階評価にわけると2段階が多く、1と4の段階のものが少なくなっている。②高学年になると低学年に比べて、1と3の段階の者が多くなり、全般に学力が低位になる傾向がみられるものの、一部は2から3へ移動している傾向もある。③しかし、中学生になると国語・算数とも5・4が少なくなり、1・2・3がふえ、しかも1・2が多く傾向がみられる。

調査者は、国語について「聞くことはよいが、書く力が劣っている」とのべている。また、全般的に次のようにのべている。



は中学・高校でのとりくみの無用をいっているのではなく、学力問題がここまで深刻になっていることを我々は確認したうえで指導過程を考えるべきであろう。ところで、こうした現状を子ども自身がどうとらえているかを調べたものがある。次に、これをみておこう。

い「ついていけない」ことを自覚している生徒

—福岡の場合—

以上において、限られた資料からではあるが、今日、なお部落の子どもが低学力のままに放置されていることがあきらかとなったが、次に、子ども自身がこれをどうとらえているかを調査したものがあ。筑紫野市の「同和教育白書運動実態調査報告書」がそれである。

これによると、△第17表△にあきらかな如く、地区出身者は小学校ですでに「勉強がついていけなくなった。」と50%のものが考えているのに対し、地区外生徒は22・4%である。すでに、小学校で「分らない」と思わされていることがあきらかである。しかも、そのうえに中学生でも36・8%の地区生徒が「ついていけない」と考えており、単純に加算することができないが、小・中合わせて86・8%が結局ついていけないと考えることになる。

これは、きわめておそろべき事態といふべきであろう。おそろべきといふのは、全小連の調査によると1〜3年間

④学年が進むに従って、1の段階が多くなっており、中学校では社会・数学・英語のほか、保体にその傾向が強くあらわれている。

⑤予想に反して技術家庭の評定があまりよくない。以上のように、部落の子どもの学力は学年進行と共に、低位におちていくという現状を打破出来ないのではある。

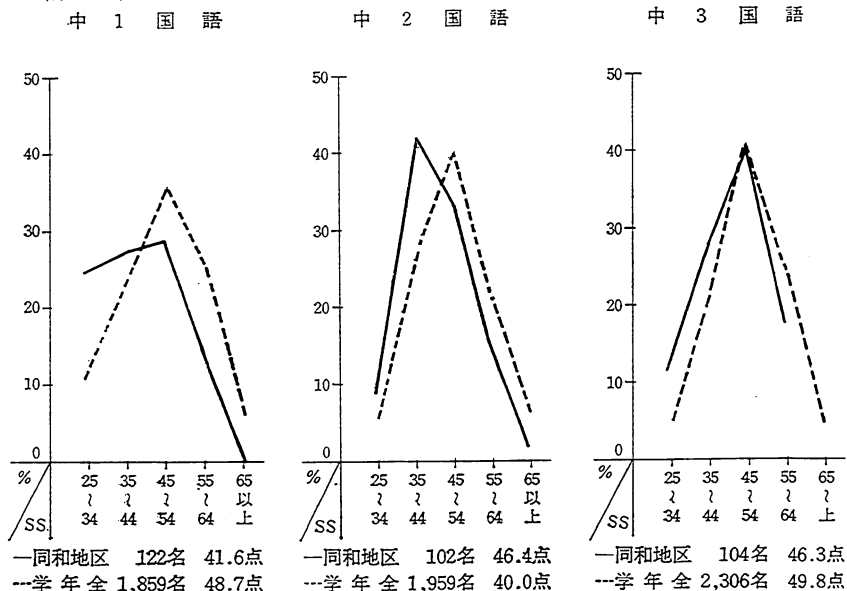
(ロ) 地区外生徒との比較—熊本の場合—

さて、次に地区外生徒との比較を試みた調査として、熊本の実態調査がある。その調査の中で国語について集計したものが△第15表△である。これによると、小学校4年次ではっきりと格差がつき、中3でややちぢまっているものの格差は基本的に同じような傾向であらわれている。つまり、小学校時代の格差が中学・高校を通してあらわれているといえよう。

これは、下田川の調査でも同じ傾向を示しているが、4年だけの国語をみると第十五表にみるように学力を5段階にわけると、下位の①と②が61・25%を占めるということにもあらわれている。

いうまでもなく、格差だけを問題にすることは問題であるとしても、以上の点からも小学校教育の格差がきわめて大きな役割を果しているといえよう。もちろん、このこと

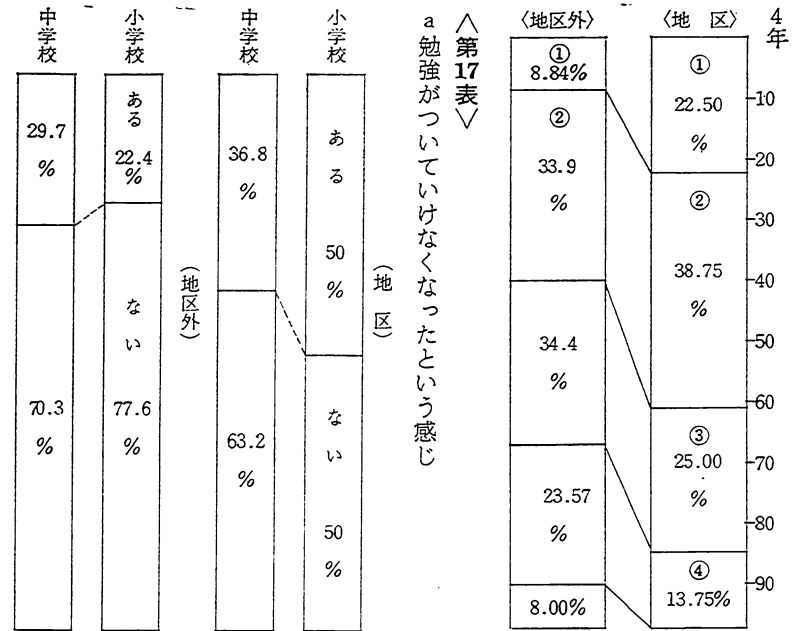
〈第15表〉熊本の地区と地区外生徒の比較



〈第18表〉学力不振の実態 (C中学校/昭47)

国語		学力不振児一般地区同和地区百分率					
		1 学年		2 学年		3 学年	
		一般地区	同和地区	一般地区	同和地区	一般地区	同和地区
2年程度		0%	1.6%	1.3%	4.4%	1.1%	0%
4年程度		13.3	24.2	15.1	20.0	8.8	7.7
6年程度		21.3	38.7	27.4	35.6	17.5	7.7
計		34.1	64.5	43.8	60.0	27.4	15.4
算数		学力不振児一般地区同和地区百分率					
		1 学年		2 学年		3 学年	
		一般地区	同和地区	一般地区	同和地区	一般地区	同和地区
2年程度		0%	1.6%	0%	2.2%	0%	1.5%
4年程度		29.3	33.9	17.8	33.3	17.6	20.0
6年程度		45.3	64.5	4.6	53.3	40.7	46.2
計		74.6	100.0	22.4	88.8	58.3	67.7

資料がある。下田川のC中学での調査である。これによると地区・地区外とも大きな問題があるが、特に地区生徒は小学校の力をもっていないものが、64・5%



〈第16表〉

△第17表△
a 勉強がついていけなくなったという感じ

b 指導についていけなくなった学年率

学 年	小学生		中・学生	
	地区	地区外	地区	地区外
低学年	8.3	5.5	5.3	2.8
中学年	15.0	10.6	26.3	14.9
高学年	16.6	6.6	5.3	12.0

学 年	小学生		中学生	
	地区	地区外	地区	地区外
1 年	8.3	1.1	—	0.6
2 年	—	4.4	5.3	2.2
3 年	8.3	5.1	15.8	6.9
4 年	6.7	5.5	10.5	8.0
5 年	8.3	5.9	—	7.3
6 年	8.3	0.7	5.3	4.7
合 計	50.0	22.7	36.8	29.7

100=12人 100=272人 100=19人 100=465人

の間に15・4%、4〜6年の17・8%の生徒が分からなくなっており、国民教育研究所の調査でも(小六・中一対象)27・8%が学習についていけないとして「三割教育」としているのだが、この福岡の場合には地区外は今日の平均的な数字であるが、地区生徒は50%となっているのである。

(二) 学力不振の程度

そこで、中学校がどの程度の力をもっているかを調べた

(国語)100%(算数)となっており、その力がつけられていないが、学年が上ると国語では小学校の力をつけているが、算数では基本的に克服されていない。その原因については、同報告書は分析していないが、少なくともはっきりしていることは小学校でつけられるべき力が、地区生徒の場合についていないということであろう。

(四) 総括

さて、すでにあきらかな如く進学率の低さは、あきらかに学力保障がなされていないことにその原因があることは疑えないところである。いうまでもなく部落の子どもの発達可能性を奪っていることを示している。今日の差別と選別の教育は、何よりも地区生徒に重くのしかかっており、低学力を再生産させられているのである。

しかも、低学力といっても小学校四年生以下でかなりはつきりとした格差が生まれていることは、地区生徒がまさに、砂をかむおもいで学校に行き、そして「学校がこわい」という思いの中で、生活していることがわかる。もちろんこうした地区生徒に同情が必要なのでなく、具体的なこうした現状を克服していく取り組みが必要であり、その条件を整備されなければならないのである。

三、まとめ

進学率・学力の問題で依然として格差がなくなっていないことの事実をあきらかにしたこの現実の克服のためには極めて総合的な対策が統一的行なわれなければならないであらう。

教育行政の目的として、まず次の3点を確認させることが必要である。

一つは、憲法・教育基本法でのべている教育の機会均等の実質的保障を行政の責任として保障すること。

二つは、その保障のための施策の基本理念として「形式的平等」は、社会的差別がある限り不平等を生みだすことを認識させ、差別をうけている子どもには「手あつい教育」を行うこと。

三つには、以上の二点と平行して親への対策を行うことである。その際に、親の生活・労働条件の整備とあわせて部落の親たちが奪われてきた教育を保障し、(識字学級を公的責任で保障させること)さらに、具体的に子どもへの教育の方針を学校と家庭が一体のものとしてつくりあげる条件整備(たとえば、教育守る会・絵本をよむ会など地域の団体の教育機能のとらえなおしと条件整備)がどうしても必要であらう。

この三点以外に、当然のことながら子ども会の学校・地域での位置づけも必要であらう。

これらの基本視点は、今日では国際的な潮流となっており、一九六〇年にユネスコで採択された「教育における差別待遇の防止に関する条件」や「国際人権規約」としあらわれている。だが、今日、日本において部落の子どもたちは、すでにみたくに客観的に「差別待遇」をうけており、これを克服すべき「答申」・「措置法」もあと一年余ということになっているのである。

そこで、一年余という中で改めて文部省の教育行政のあり方が問われているのであるが、このために、まず「答申」・「措置法」などにおいて教育施策がどう位置づけられているかを検討しよう。

二 同和教育行政の課題と施策の方針についての考察

一、国・文部省として確認しているものは何か

(イ) 国・文部省として同和教育行政に関わる施策の基準となっているのは、次のものである。

(ロ) 「同和对策審議会答申」

(ハ) 「同和对策事業特別措置法」

(イ) 同 施行令

(ロ) 「特別措置法」の施行についての通達(一九六九・七

・三一・次官通達)

(ハ) 同和教育に関する当面の指導指針並びに同和教育行政に対する要望事項について(昭和四七年三月二三日総審

(同)第一五号・第一六号)

(ニ) 同和对策長期計画

(ホ) その他

さて、以上のような法律、または、通達の中で、同和教育行政の課題として、どのようなものが位置づけられているかをみることにしよう。もちろん、この中で、最も重要な位置を占めているのは、「答申」であることは疑いえないところであり、まずこの点を確認しておこう。

二、「答申」での教育現状と行政課題の把握

まず「答申」では、教育の現状について「教育の状況は学校教育における児童生徒の学業不振と社会教育の遅れ、同和教育の不振等がめだっている。」と全般的に把握している。学力の現状については、次のようにのべて行政の課題としている。「学校教育における児童生徒の成績は、小学校・中学校のいずれの場合も全般的にかなり悪く、全体的にみると上に属するものもいるが、大部分は中以下であ

る。」また、進路の状況については、「都市的・農耕的・一般地区ともに就職者が大部分であって、進学率は、一般地区の半分で30%前後である、進学率の劣るのは、家庭の貧困か本人の学力不振によるものが多い。」と述べている。さらに、住民の教育水準については、「親の層も、子どもの層もかなり向上したが、しかし、一般地区と比べるとまだかなり劣っている。たとえば、昔なら親の教育水準は小卒・高小卒がほとんどで、旧中卒はきわめてまれであったが、今日では、旧中卒も15%前後はあるし、子どもにいたっては、高校卒以上が30%前後はある。しかし、これは一般地区の場合、親の層が30%40%、子どもの層が60%70%であるのに比べると半分以下である」と述べ、かなり向上しているが、なお格差が大きいことを述べている。この「答申」の現状把握は、昭和三七年調査、および昭和三八年の「同和地区精密調査報告」にもとづいている。後に、この現状についての分析は述べることにするが、こうした現状把握にもとづいて、同和教育行政の課題・施策を確認しているのである。つまり、一つは学力対策の必要性、二つは進路対策の必要性、三つは社会教育、子ども会の充実の必要性を述べており、しかも、住民の教育水準が低いままに放置されているという現状のうえに立って、施策を考慮する必要性を述べていると考えられるのである。

さて、その施策・方針については「第三部同和対策の具体的」の「四、教育問題に関する対策」で述べている。「基本方針」では、基本として二つのことが確認されている。

一つは、「教育では、教育を受ける権利（憲法二六条）および、教育の機会均等（教育基本法第三条）に照らして同和地区の教育を高める施策を強力に高める」こと。

二つは、「個人の尊厳を重んじ合理的精神を尊重する活動が積極的に全国的に展開されなければならない」ことである。

そして、この施策は、「民主主義確立の基礎的な課題である」との位置づけを行っているのである。

この二つの基本方針は、不十分な点もあるが、ともかくこの二つを基本方針とし行政施策の目標基準であることを確認しておきたい。

この目標基準達成のために、①同和教育基本方針の確立の必要性、②教育行政機能の積極性、③同和教育指導者の不足と充実、④政府機関相互の連絡の調整を述べたあとその具体的施策を学校教育と社会教育に分けて述べている。学校教育では、次の十頂点を確認している。

- a、同和教育の目標・方法の明示
- b、学力の向上措置

c、進路指導に関する措置

d、保健衛生に関する措置

e、同和地区児童生徒に対する就学・進学措置

f、教員配分に関する特別措置

g、教職員の資質向上、優遇に関する措置

h、学校の施設・設備に関する措置

i、同和教育研究所指定校に関する措置

j、同和教育研究団体に対する助成措置

この十頂の政策は、部落の子どもを解放の主体として、どう形成していくかの施策や、地域との連携などで不備な点もあり、根本的に、政府のすすめる「能力主義教育」そのものを改める必要がある。しかし、この十頂の施策が、さきに述べた「教育の機会均等の実現」という基本目標のもとに行うことを述べていることは、きわめて積極的なものといえよう。

次に、社会教育においては、団体的施策として次の点を確認している。

- a、同和地区での青年、成人、婦人等の学級の開催
- b、一般地区での同学級の開催
- c、同和地区での子ども会・青年団・婦人会などの社会教育団体への助成、および連携
- d、差別事件がおきたときの社会教育の実施

- e、同和地区社会教育施設への専任職員の配置
- f、指導者の資質向上
- g、資質向上のための資料作成・研修会
- h、地区集会所の整備
- i、集会所の設置費・事業費の国の助成
- j、集会所の機能

この十項目も、われわれの側からいえば問題点もあるが、以上の十項目を施策として確認しているのである。

ところで、国・府県・市町村のどこが責任を負うのかという問題がある。というのも、国としてこれらの施策を府県や市町村にまかせて、はおかむりをきめこんでいる現実については、後に詳しく分析するが、「答申」では、少なくとも国の責任がきわめて大きいことを述べているのである。すなわち、前文において「その早急な解決こそ、国の責務」と述べ、結語においては、「国は、地方公共団体に對し、同和対策事業の実施を義務づけると共に、それに対する国の財政的助成措置を強化すること」をうたい、「補助対象の拡大、補助率の高率、補助額の実費単価決定のときの特別の措置」を明示している。

従って、さきに述べた二つの基本方針にのっとり、学校教育・社会教育各十の施策は、政府をして行う施策として具体化されなければならないことを明示しているのである。

これが国・文部省をしての「答申」完全実施の態度であることを述べているのである。

以上が、「答申」における同和行政の課題と方向についての基本認識といえよう。

三、「特別措置法」・同施行令・長期計画での把握と問題点

ところで、この「答申」での基本認識は、「同和対策事業特別措置法」・同施行令・さらに長期計画では、どのような認識となっていくのか。

まず「措置法」では、第五条で、同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善などとならんで「教育の充実」を同和対策事業の目標として定め、それにより「住民の社会的・経済的地位の向上」をめざすことをうたっている。第六条では、目的の達成のため、「次の各号に掲げる事項について必要な施策を行わなければならない」として、第六項目として「之、対象地域の住民に対する学校教育および社会教育の充実を図るため、進学の奨励・社会教育施設の整備等の措置を講ずること」と述べている。この規定は「進学の奨励」「社会教育施設の充実」だけに行うものではなく、「——等」と述べているとおり、さきの具体的施策のすべてを含むものとの解釈も可能である。

う。(なお、同法では、この事業について、「予算の範囲内で」という限定つきだが、国の負担を%と第七条で述べているのである。)

この二つに限定していないことは、次のことからあきらかであろう。

- すなわち、この「措置法」に伴って出された同和对策長期計画において当然のことながら、この二つに限定せず次の項目が決定されている。
- 一、同和教育推進地域の指定
 - 二、高等学校等への進学奨励
 - 三、同和教育研究指定校の充実
 - 四、同和教育指導者の確保・研修等
 - 五、地区住民に対する社会教育の機会の提供
 - 六、同和地区集会所の整備等

長期計画は、いうまでもなく、「措置法」で規定する同和对策事業の実施計画という性格のものであり、政府自身が「答申」で述べている一〇項目のうえに立って、上記の六つの項目を決定しているのである。従って、この六つの項目が、当面「措置法」でいう同和对等事業ということになることも考えられる。

ところで、この六つの項目は、「答申」の二〇項目から大幅に後退しているのではないかともいえる。

指定によって行うべき施策—教育の機会均等の実現—のたゆの予算措置を全くこまかしているのである。たとえば、五一年度三一地域を指定して、わずか一〇八九万二千円しかつけていないのである。一地域二十万円余でしかないのである。これで、「答申」でのべている基本方針である教育の機会均等の実現(学力対策の遂行など)が実現出来ず、ごまかしていることは明白である。

また、社会教育の分野についていえば、「答申」でのべている集会所の運営費・事業費の補助、専任職員の配置などがいまいにされているが、長期計画の第6項に含まれているという見方も出来るのである。さて、以上のような問題を考えるときに次の点を考えなければならぬ。

一つは、「答申」や「特別措置法」を運動の力で具体化させ各府県や市町村では同和教育基本方針や府県の「同対審答申」において、内閣「同対審」より以上の基本方針と施策の計画をもっているということである。その結果、後に述べるような具体的な施策としてあらわれてくるのである。二つには、この「答申」や「措置法」で曖昧にされているが、同和对策事業の目標をどうとらえるかという問題がある。たとえば、大阪府「同和对策審議会答申」では、次のように述べている。「同和行政の目標は、多年の差別の

まず、学校教育では、財源の足りない(?)と思われる基本方針の確立を除いた九項目のうちで、①学力、②保健、③進路指導、④教員加配、⑤教員優遇措置、⑥施設設備、⑦研究団体の助成の七項目が抜けているともいえる。このうちで①・②・③については、長期計画の中の「推進地域の指定」の部分でとりあげ次のように述べている。「児童・生徒の学力向上・進路指導・学校保健衛生・生活指導および長欠の解消ならびに、地域住民に対する啓発活動等の諸活動を市町村教育委員会を中心として集中的に実施する。」

また、④については、長期計画、第三項で部分的に述べているともいえるが、曖昧にされている。結局、長期計画では、⑤の教員優遇措置および、⑥施設設備に関する措置が欠落しているわけである。しかし、同和行政からいうと文部省が①・②・③の施策を行っているとは誰も信用することは出来ない。従って、「答申」ののべている2つの基本方針—とくに、教育の機会均等の実現のための施策はなんらやっていないということになる。

この秘密はどこにあるのか。事態は簡単である。

次の操作によってである。一つは、文部省は「答申」や「措置法」の精神や法とは無関係に、長期計画の第一項の推進地域を一県一地域と勝手に決定し実施するというという操作によるものである。もう一つの操作は、推進地域の

累積による同和地区の低位性を克服することを通じて、地区への差別を完全に解消することにある。従来のお国および地方公共団体の行政のあり方では一般地区の処理のなかで、同和地区と一般地区との社会的格差を解消することが不可能であった。第六一通常国会において「同和对策特別措置法」が成立したことにみられるように、同和行政という特別な行政措置が要求されているのはその結果であり、まず、なにをいっても一般行政の対象になりうる水準にまで地区の立ちおくれを引き上げることが当然の施策と認めなければならぬ。それとともに、ここでとくに留意すべきことは、同和行政の目標水準が一般的な生活水準を保障する程度の段階に設定されるべきではないという点である。一般的な生活水準程度への補償的な底上げであっては、同和地区のもつ社会的体質の伝統的な脆弱性によって、結果においては、平均的な一般地区との間にふたたび社会的格差が再生産されることが予想される。したがって、府の同和对策においては、この点を十分考慮して、同和行政目標を現状において、可能なかぎりの高水準におくとともに、同和行政の推進を中心として一般スラムなどの底辺地区への行政水準を高めていく方向で努力することが要望される。」

この点については多分に論争的な課題であるが、教育の

場合に地区と地区外の格差を是正していく際に、単に対策でおわるのか、根本的な対策にすむのかが問題であろう。その視点を確立しておかなければ、一部の人々の議論のように、格差是正をもとめること自体を誤りとしてとらえる主観主義が生まれてくるのである。

以上のような基本的なとらえ方は、具体的にはどうなっているのかを次にみてみたい。そこで、まず具体的に大阪府の場合はどうなっているかを通して、この同和教育行政の問題点を次に検討することしよう。

三 大阪府同和教育行政の概要

一、歴史的経過

大阪府の同和教育行政は、部落解放同盟を中心とする解放教育を求める粘り強い闘いの中から発展し、特に昭和四二年に大阪府の同和教育基本方針が出されてから本格的にはじまったといえる。

大阪の解放教育闘争は長い歴史を持つが、昭和三三年の日之出支部のプラカード事件への闘いを契機に義務教育無償、差別教育反対の闘いとして大阪市内ブロックを中心にまきおこり、府下全域へと発展していった。そして昭和四〇年に内閣「同対審査申」が出されてからは、「答申」完全実

施を要求する闘いが展開される中で再び教育問題が重視され、昭和四一年に大阪府に、そして四二年に大阪府に同和教育基本方針を出さしめ、同和教育の基本的な考え方と行政施策の基本的方針を明らかにさせたのである。(注一)

大阪府の同和教育行政は、この基本方針をよりどころとし、特に昭和四三年にまきおこった越境入学反対闘争、四四年の矢田教育差別事件、解放教育読本「にんげん」作成等々の闘いの中で、量的にも質的にも飛躍的に発展した。

△第19表V 大阪府同和教育予算年度別一覽

教育委員会	年度別
44,178	37
57,448	38
62,752	39
69,992	40
97,771	41
134,977	42
215,820	43
727,955	44
1,823,752	45
4,065,656	46
5,069,077	47
5,288,087	48
6,503,925	49
7,518,063	50
6,259,927	51

昭和四四年以後の主な事業項目をみると、まず昭和四四年には大阪府教育委員会内に同和教育企画室が設置され、同和教育の総合的な企画、調整を行うことになり、又、高校友の会活動への助成もはじめて実施され、更には「越境は必要悪だ。」として見過ごしてきた教職員の資質向上のた

めの予算も飛躍的に増大した。

昭和四五年には、越境入学根絶の闘いの中から、部落をふくむ小・中学校の教育諸条件の劣悪さが越境を生み出す要因であることが明らかにされ、校舎建設、三〇人学級の実現の闘いも上がった。そのための諸施策として学校施設設備事業貸付制度、プール建設補助制度が開始され(注二参照)、又、学級定員引き下げと補充学級、促進学級等を進めるための教職員加配(同和加配)が飛躍的に増大した。更には、差別教科書告発の闘いの中から、真の解放教育を進めるための教材づくりが真剣に要求され、解放教育読本「にんげん」が完成し、府下全校に一斉無償配布された。

昭和四六年、四七年には、高校差別事件があいついで発生し、それらの闘いの中で高校友の会活動の重要性が強調され、解放奨学金の増額、友の会活動助成の増額とともに、高校における解放教育のとりくみを推進する諸施策が開始され、昭和四八年には、高校教師の持ち時間軽減が実現された。

昭和四八年の部落解放同盟大阪府連第二〇回大会で「解放教育計画実現の闘い」が提起され、低学力、「非行」克服のとりくみやかかわって子ども会活動の重要性が強調され、子ども会指導者研修の充実とともに、子ども会連絡協議会への団体助成(四九年)、社会同和教育指導員制度が

はじまった。

五〇年以後は、これまでの同和教育行政施策の再点検と、部落解放人材養成を軸としたとりくみが進められている。

以上の経過を各事業項目毎の年度別予算一覽表でみると△第20表Vの通りである。

課別	項目	年度									
		32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
指導課	小・中学校教員研修会及び指導者養成	80	80	80	150	150	150	150	160	160	335
	研究学校・実験学校補助	120	120	120	120	120	820	820	820	320	900
	同和教育主催者活動旅費等					330	330	830	830	1,130	1,130
	大阪府同和教育研究協議会補助						300	300	300	300	300
	研究資料作成事業委託										
	同和教育資料等の作成										100
	同和教育副読本購入費										
	雇用促進連絡会議(中学校部会)										
	高校等進学奨励金										2,440
	義務教育特別就学奨励費										
	同和教育センター建設費										
	学校備品購入費補助										
	教育困難校基礎調査委託								300		
全国同和教育研究大会補助									500		
全国同和教育研究協議会分担金										20	
同和保育研究集会補助											

課別	項目	年度									
		42	43	44	45	46	47	48	49	50(当初)	
指導課	小・中学校教員研修会及び指導者養成	665	913	1,025	1,291	1,329	1,405	1,545	1,869	1,968	
	研究学校・実験学校補助	900	900	900	900	800	900	1,100	1,650	1,650	
	同和教育主催者活動旅費等	1,540	2,110	2,180	2,386	1,781	1,793	1,989	2,458	2,529	
	大阪府同和教育研究協議会補助	300	500	1,000	1,000	2,200	4,000	4,500	7,533	8,500	
	研究資料作成事業委託	300	100	400	400	400	400	400	400	0	
	同和教育資料等の作成	215	150	2,550	2,850	2,850	2,700	2,835	3,642	4,003	
	同和教育副読本購入費				77,817	37,128	40,995	55,262	85,901	121,088	
	雇用促進連絡会議(中学校部会)					234	234	234	267	234	
	高校等進学奨励金	15,309	42,386	67,788	91,407	101,693	市町村補助～318,436	299,707	343,279	360,005	
	義務教育特別就学奨励費					38,172	41,375	46,662	59,961	71,448	
	同和教育センター建設費					7,000	61,200	286,752	19,036	0	
	学校備品購入費補助								1,350	2,000	
	教育困難校基礎調査委託										
全国同和教育研究大会補助						2,000					
全国同和教育研究協議会分担金	20	20	20	20	20	40					
同和保育研究集会補助			100	100							

<第20表> 大阪府同和教育関係予算項目別・年度別一覧表

(単位 千円)

課別	項目	年度									
		32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
総務課	同和教育担当職員増員										
	同和教育企画室設置										
	計										
指導課	府立学校教職員研修										
	府立学校同和教育推進費										
	高校同和教育研究会補助										
	高校研究推進校										
第一課	同和教育主催者活動旅費等										
	同和教育資料作成										
	高校友の会活動助										
	高校修学奨励生研修										
	雇用促進連絡会議(高校部会)										
	第5回奨学生全国集会補助金										
	計										

課別	項目	年度									
		42	43	44	45	46	47	48	49	50(当初)	
総務課	同和教育担当職員増員		1,895		3,007	2,122	2,711	3,065	3,637		
	同和教育企画室設置			7,162							
	計		1,895	7,162	3,007	2,122	2,711	3,065	3,637		
指導課	府立学校教職員研修		328	225	225	235	235	235	272	289	
	府立学校同和教育推進費				339	468	484	630	4,672	5,495	
	高校同和教育研究会補助			100	100	100	100	500	1,800	2,780	
	高校研究推進校				100	100	200	200	300	300	
第一課	同和教育主催者活動旅費等					124	251	327	417	707	
	同和教育資料作成			1,345	1,376	926	926	926	1,200	1,320	
	高校友の会活動助			300	300	300	300	1,000	1,500	1,500	
	高校修学奨励生研修				195	358	343	800	800	850	
	雇用促進連絡会議(高校部会)					209	224	224	224	230	
	第5回奨学生全国集会補助金							2,500			
	計		328	1,970	2,635	2,820	3,063	7,342	11,185	13,471	

課別	項目	年度									
		32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
社	同和教育資料作成										500
	同和教育講座						360	360	346	316	329
	映画フィルム購入										
会	同和教育指導者研修				100	100	100	100	114	144	185
	社会同和教育推進事業										
	社会同和教育指導員設置										
教	社会同和教育施設整備助成							225			
	社会同和教育指導事業助成										
	社会同和教育指導員研修費助成										
育	計				250	400	760	985	960	1,010	1,564
	学校プール建設補助										
	同和地区スポーツ祭典奨励費										
保	同和地区社会体育振興費										
	同和地区体育普及啓蒙費										
	計										
課	項目	42	43	44	45	46	47	48	49	50(当初)	
	同和教育資料作成	500	500	1,694	1,694	1,694	1,694	2,284	2,340	3,010	
	同和教育講座	329	329	331	381	403	403	403	466	483	
	映画フィルム購入							1,600	8,800	6,000	
	同和教育指導者研修	185	185	269	269	291	291	791	3,134	3,192	
	社会同和教育推進事業								570	600	
	社会同和教育指導員設置								66,768	112,057	
	社会同和教育施設整備助成	672			4,643						
	社会同和教育指導事業助成							10,362	6,468	7,224	
	社会同和教育指導員研修費助成									505	
	計	2,736	8,824	15,614	46,248	34,259	37,844	72,040	157,706	207,166	
	保	学校プール建設補助				36,574	62,415	50,255	51,943	58,333	72,999
同和地区スポーツ祭典奨励費		300	300	500	500	500	500	300	340	340	
同和地区社会体育振興費								8,600	16,520	17,550	
体	同和地区体育普及啓蒙費							1,700	1,870		
	計	300	300	500	37,074	62,915	50,755	60,843	76,893	92,759	

課別	項目	年度									
		32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
第一	解放教育研究会補助										
	通学バス購入補助										
指導課	計	200	200	200	270	600	1,600	2,100	2,410	2,910	5,225
	教職員の増員				6,900	15,600	41,818	54,363	59,382	66,072	90,982
教職員課	同和地区学校推進手当										
	同和教育推進活動旅費										
	高校推進教員の持時間軽減										
施設課	計				6,900	15,600	41,818	54,363	59,382	66,072	90,982
	同和地区小中学校施設整備事業貸付										
	不足教室等整備事業貸付										
社会教育課	同和地区事業助成				150	300	300	300	500	550	550
	社会学級事業助成										
	社会同和教育活動員補助										
社会教育課	社会同和教育事業委託										
	同和地区小中学校施設整備事業貸付				952,143	2,638,495	3,045,776	2,670,697	3,324,764	3,205,596	
	不足教室等整備事業貸付			25,963							
施設課	用地取得事業貸付			331,200	65,264						
	計			357,163	1,017,407	2,638,495	3,045,776	2,670,697	3,324,764	3,205,596	
	同和地区事業助成	1,050	1,050	3,170	2,930	2,090	1,850	2,640			
社会教育課	社会学級事業助成				25,931	19,631	23,206	49,560			
	社会同和教育活動員補助								64,760	70,200	
	社会同和教育事業委託		6,760	10,150	10,400	10,150	10,400	4,400	4,400	4,400	

〔第21表〕昭和51年度同和教育関係予算
（教育委員会）

課名	事業費	51年度当初	摘要
同企 和 教 育 室	同和教育関係研究事業補助金	12,500	
指導 第 一 課	府立学校同和教育推進費	9,990	研修費 4,049 研究奨励費 2,566 指導推進費 1,419 修学奨励生活動助成金 1,200 修学奨励生指導者研修費 595 就職指導充実費 161
指導 第 二 課	公立小・中学校同和教育推進費	140,689	研修費 759 研究奨励費 9,350 指導推進費 4,515 副読本購入費 125,282 指導者育成費 619 進路指導費 164
	高等学校等修学奨励費補助金	364,678	市町村補助金 100,420 入学支度金 264,033 奨学金事務費 225
	義務教育特別就学奨励費補助金	64,910	市町村補助金 64,886 事務費 24
	研究教育センター補修費	3,000	

課名	事業費	51年度当初	摘要
教員 職 課	同和教育関係教職員人件費	3,746,792	
施設 課	小・中学校施設整備資金貸付金	1,600,245	市町村貸付金 1,600,000 事務費 245
社会 教 育 課	社会同和教育事業推進費	248,023	社会同和教育活動事業助成費 71,800 社会同和教育事業委託費 3,520 同和教育啓蒙費 資料作成費 2,107 教育講座開催費 339 教育映画購入費 4,200 指導者研修事業費 2,576 社会同和教育指導員設置助成費 163,061 社会同和教育研究連絡会費 420
	社会体育振興費	19,587	社会体育活動費補助金 17,950
保健 体 育 課			社会体育普及啓蒙費 1,309 スポーツ祭奨励費 300 事務費 28
	小・中学校プール建設費補助金	43,024	市町村補助金
図 書 館	奥田家文書出版委託費	6,040	
科 七 学 教 育 1	同和教育推進事業費	449	
計		6,259,927	

大阪府同和教育行政の概要は「表21表」昭和五一年度同和教育予算の通りである。

二 具体的施策の状況

課 別 項 目	年度										
	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
図 書 館	奥田家古文書出版委託										
	計										
科 教 セ ン タ ー	同和教育推進事業										
	計										
合 計	200	200	200	7,420	16,600	44,178	57,448	62,752	69,992	97,771	
前年比の比率	100	100	100	3,710	224	266	130	109	116	140	

課 別 項 目	年度										
	42	43	44	45	46	47	48	49	50 (当初)		
図 書 館	奥田家古文書出版委託	3,600	2,500	5,700	8,550	3,150	7,458	8,198	10,658	12,058	
	計	3,600	2,500	5,700	8,550	3,150	7,458	8,198	10,658	12,058	
科 学 セ ン タ ー	同和教育推進事業						512	558	611	611	
	計						512	558	611	611	
合 計	134,977	215,820	727,955	1,823,752	4,065,656	5,069,077	5,346,822	6,503,925	7,518,063		
前年比の比率	138	160	337	251	223	125	105	122	116		

（イ）学校の施設・設備の充実
昭和四三年の越境入学反対闘争の中で、「越境は違法かつ差別である」と教育行政の差別性を鋭く追求した。その中で、部落をふくむ小・中学校（大阪では同和教育推進校と位置づけられている）の校舍建設、施設設備の充実がはかられ、全国的にも高水準の学校施設が実現している。

大阪の同和教育行政の特徴は、そのほとんどが施設設備費・人件費にまわされている点である。昭和五十一年の教育委員会所管の同和对策予算六二億五九二万七千円のうち小・中学校の施設設備関係費が26・3%の一六億四三二万九千円を占め、教職員加配のための人件費が59・8%の三七億四六七九二千円を占め、実に両者を合わせると90

(イ) 施設設備費・人件費が圧倒的で扶助費、団体助成費等が少ない

三 大阪府同和教育行政の問題点

(ト) その他

(ハ) その他の社会教育活動の推進
府および市町村レベルでの社会啓発活動、団体育成、諸集事業の助成とともに、解放会館を中心に補充学級、識字学級等々の事業を行っている。

(ホ) 子ども会・奨学生活動への助成
部落解放を担う子どもたちを育成するための重要なとりくみとして、子ども会活動および奨学生活動への助成を進めている。特に子ども会活動に関しては、昭和四八年より社会同和教育指導員制度が府下全体のものとなり、大きな役割を果しつつある。

(第22表) 大阪府同和教育予算・事業別内訳(但し、企画部関係はのぞく)

単位千円

年度	44	45	46	47	48	49	50	51(当初)
施設設備費	0	988,717 (54.2%)	2,700,910 (66.4%)	3,096,031 (61.1%)	2,722,640 (50.9%)	3,383,097 (52.0%)	3,099,924 (42.4%)	1,643,269 (26.3%)
教職員人件費	263,485 (36.2%)	532,046 (29.2%)	1,128,893 (27.8%)	1,446,174 (28.5%)	1,825,617 (34.1%)	2,394,603 (36.8%)	3,389,774 (46.4%)	3,746,792 (59.8%)
扶助費	67,788 (9.3%)	91,407 (5.0%)	139,865 (3.4%)	359,811 (7.1%)	346,369 (6.5%)	403,240 (6.2%)	407,055 (5.6%)	429,588 (6.9%)
その他	396,682 (54.5%)	211,582 (11.6%)	95,988 (2.4%)	167,061 (3.3%)	452,196 (8.5%)	322,985 (5.0%)	405,817 (5.6%)	440,278 (7.0%)
合計	727,955 (100%)	1,823,752 (100%)	4,065,656 (100%)	5,069,077 (100%)			7,302,570 (100%)	6,259,927 (100%)

(企画部)

課名	事業費	51年当初	摘要
青少年対策課	青少年健全育成施設設置助成費	1,294,140	市町村補助金 1,008,111 市町村貸付金 286,029
	青少年センター運営助成費	18,530	市町村補助金
	青少年活動推進費	46,286	部落解放子ども会大阪連絡協議会助成費 3,600 部落解放大阪府子ども会大会助成費 1,000 子ども会活動助成費 29,000 青年活動促進事業補助金 1,200 婚姻特別対策事業補助金 10,800 事務費 686
私学課	大学修学奨励費	169,805	市町村補助金 入学支度金 53,950 奨学金 114,750 大学友の会育成事業補助金 1,000 事務費 105
	私学団体同和教育助成費	17,110	大阪府私立中高連補助金 16,580 大阪府私立幼稚園連盟補助金 530
計		1,545,871	

(ロ) 教職員の加配と優遇措置
同和教育推進校では、内閣「同対審答申」が出される以前から教育困難校に対する教員加配を実施してきたが、昭和四一年より同和教育主担者を明確に位置づけると同時に学級定員引き下げ等のための教員特別加配(同和加配)を実施してきた。又、解放教育の推進と教職員の労働条件改善のため、一定の施策が講じられている。

(ハ) 同和教育研究の推進
同和教育の研究を推進するため、国とは別に同和教育研究指定校、実験校を設置している。又、解放教育読本「にんげん」を小学一年から中学生用まで作成し、府下全ての小・中学校に無償配布し、同和教育推進に大きな役割を果たしている。更には大同教・府高同研・私学同研等の研究団体への助成も行っている。

(ニ) 就学の促進と進路保障の充実
部落の子どもたちの就学の促進をはかるため、義務教育特別就学奨励費が位置づけられており、又、高校・大学への進学奨励のため入学支度金および奨学金が支給されている。又、就職指導の充実のため、就職支度金の支給とともに府労働部と合同で雇用促進連絡会議を位置づけ、統一社用紙のとりくみを軸に一定のとりくみを進めている。就職支度金等は労働部予算として位置づけられている。

〔第24表〕高槻第4中学校建設に伴う超過負担の実態

昭和52年度の状況

(イ) 生徒数学級数見込

区 分	1 年	2 年	3 年	特 殊	計
生 徒 数	262	209	236	13	720
学 級 数	(標準) 45人学級	5	6	2	19
	(実施) 35人学級	8	6~7	7	23~24

(ロ)

区 分	校 舎	屋 体	備 考
保 有 面 積	8,185	1,746	
必 要 面 積	45人学級	4,672	1,020
	35人学級	5,350	1,020
		5,507	
			23学級の組合 24学級の場合

(ハ)

区 分	基 準 (中 学 校)	
1.5	地区生徒数 50%以上又は 200人以上	
1.4	地区生徒数 25~50%又は 100人~200人未満	4中
1.3	地区生徒数 10~25%又は 50~100人未満	
1.2	そ の 他	

以上3表を集約すると第4中学校の状況は次の通りである。

まず文部省基準と対比した校舎屋体の保有状況

区 分	必要面積	保有面積	資格面積	備 考
校 舎	4,672	8,185	▲3,513	(38学級...8119㎡) (39学級...8326㎡)
屋 体	1,020	1,746	▲726	文部省基準の最大1198㎡

今後第4中学校で国庫負担金を申請する場合昭和52年度では校舎は3513㎡も国の基準を上廻っているため不可能であり51年度の学級数の倍以上の39学級にならないと受けられない、更に屋体については皆無である。

府の貸付資金について

19学級(45人) 4,672㎡ → 23学級(35人) 5,350㎡ } 校舎
 $5,350㎡ \times 1.4 = 7,490㎡$ - 保有面積 8,185㎡ = ▲695㎡

1,020㎡ × 1.4 = 1,428 - 1,746㎡ = ▲318㎡ } 屋体

府の貸付金についても屋体は不可能であり校舎についても今後学級数が増加しなければ受けられない。

第4中学校施設整備状況

年 度	区 分	実施事業費	左 の 財 源 内 訳			
			国庫支出金	府貸付金	起 債	市 費
45	校舎増築	77,480,000		61,984,000		15,496,000
47	校舎増築	28,100,000		22,141,000		5,959,000
48	校舎増築	74,011,000				74,011,000
49	体育館増築	101,200,000		79,844,000		21,356,000
50	校舎増築	193,000,000		135,402,000	29,400,000	28,198,000
50	クラブ室その他	17,900,000				17,900,000
51	校舎増築	81,200,000		64,959,000		16,241,000
計		572,891,000		364,330,000	29,400,000	179,161,000

※近くにもものぼっている。一方、義務教育特別修学奨励費や奨学金等の扶助費は、四億四〇二万八千円の7%にかすぎないのである。(ハ第22表参照)

もっとも学校建設や三〇人学級実現のための教職員加配は、同和教育の成果を一般地域の人々に広げていく上で大きな意義をもつものであるが、これらの多くは一般対策の予算としても当然措置されなければならない性格のものであり、それ故「同和教育」予算が直接部落の子どもたちにかかわる扶助費の面で大きく立ちおくれている現状は真剣に問い直さなければならない。

(ロ) 部落の教育要求から大きくかけ離れており、市町村に多くの超過負担を強いている府の姿勢の悪さ

大阪府の同和教育行政は、その多くが補助金行政であり、直接部落大衆の教育要求とかかわる機会が少なく、そこから部落の教育要求とのズレが生じている。大阪府においては、同和教育事業に要した経費に対する考え方として、市町村に対する助成の負担割合は、国と府を合わせて一〇分の八を措置するということになっているが、国の予算措置の悪さとそれを口実にした大阪府の姿勢の悪さから、多くを市町村の超過負担にしている。特に学力保障(とりわけ高校生の学力保障)・進路保障・人材養成への予算措置が極めて不十分であり、多くが市町村の超過負担にな

〔第23表〕個人給付関係費の大阪府と大阪市の差 (51年度)

	大 阪 府 (年額)	大 阪 市 (年額)
特 就 費	小学校 4,000円	〈小 学 校〉 入学支度金 15,000円 進級時服装整備金 9,500円 特就賞(学用品等) 16,500円
	中学校 5,500円	〈中 学 校〉 入学支度金 25,000円 進級時服装整備金 16,000円 特就賞(学用品等) 22,000円
高 校 奨 学 金	〈入学支度金〉 公 立 42,500円 私 立 165,000円	〈入学支度金〉 公 立 82,500円 私 立 212,000円
	〈奨 学 金〉 公 立 90,000円 私 立 190,000円	〈奨 学 金〉 公 立 138,000円 私 立 276,000円
大 学 奨 学 金	〈入学支度金〉 公 立 125,000円 私 立 290,000円	〈入学支度金〉 公 立 160,000円 私 立 330,000円
	〈奨 学 金〉 公 立 150,000円 私 立 230,000円	〈奨 学 金〉 公 立 216,000円 私 立 396,000円

〈第25表〉77年度文部省予算

事 項	昨年度予算額	今年度予算額	差引増減 (%)
〈学校教育関係〉			
1. 同和教育推進地域等	23,473	30,745	7,272 (130.9)
(1) 推進地域の指定	10,792	17,918	7,126 (166.0)
(66地域)			
(2) 研究指定校	9,916	10,035	119 (101.2)
(66校)			
(3) 研究協議会開催	1,066	1,093	27 (102.5)
(4) 資料作成	1,699	1,699	0 (100)
2. 高等学校等進学奨励費補助	2,703,029	3,792,589	1,059,560 (138.9)
補助率を補助先 県指定都市 1. 奨学金(1)高校・高専人員 国公立23,350人→25,000人 私立11,850人→12,300人 月額 国公立6,000円→7,000円 私立8,000円→10,000円 (2)大学人員 国公立680人→990人 私立5,225人→7,900人 月額国公立13,000円→14,000円 私立15,000円→18,000円 2. 通学用品等助成金高校・高専 人員11,700人→12,000人 単価20,000円			
小 計	2,756,502	3,823,334	1,066,832 (138.7)
〈社会教育関係〉			
1. 同和対策調査指導等	5,853	6,034	181 (103.1)
2. 団体育成、諸集会開催	55,553	82,002	26,449 (147.6)
(各250地区→各352地区)			
3. 同和教育指導者研修	8,240	8,769	529 (106.4)
4. 集会所指導事業	426,539	534,316	107,777 (124.4)
(591館→695館)			
5. 同和対策集会所設備費	30,667	40,800	10,133 (133.0)
(補助率を 補助先 市町村 92館→102館 @500,000円→@600,000円)			
6. 同和対策集会所施設整備費	714,376	879,068	164,692 (123.1)
(同和対策集会所整備費 補助率を 補助先市町村(1)木造49館→42館(2)鉄筋43館→60館 (同) 和対策集会所用地取得費 補助率を)			
小 計	1,244,228	1,550,989	306,761 (124.7)
合 計	4,000,730	5,374,323	1,373,593 (134.3)

っている。

(ハ) 同和教育行政の停滞は、文部省の反動的姿勢が元凶

以上みてきたような大阪府や市町村の同和教育行政の停滞は、文部省の反動的、差別的姿勢が元凶となっている。国の予算措置の欺瞞性のため、同和教育行政施策のほとんどが府の単独事業、膨大な超過負担となっているのである(注三)。内閣「同対審査申」が出されて一二年、「特別措置法」残り一年有余という重大な局面にもかかわらず、政府・文部省は同和教育行政に何らの積極的な対応も見せていないのである。以下大阪府との比較において具体的にみていきたい。

四 文部省同和教育行政の具体的問題点

一 現状と全般的問題点—ほとんどが府県の単独事業

現在、政府・文部省が進めている同和教育行政に関わる予算措置は、△第25表△のとおりである。

しかも、同和対策事業に関しては、「同和対策事業特別措置法」において、これに要する経費については、△の補助(同第七条)と定められているが、文部省関係でみとめ

られているのは、わずかに「高等学校等進学奨励費」のみであり、全く欺瞞的な対応しかみせていない。ちなみに大阪府の同和教育行政に関わる事業との比較においてみれば△第25表△のとおりで、ほとんどが大阪府の単独事業にさ

〔第26表〕 同和教育行政に関わる負担区分の状況

施設関係	負担区分	国		府		市・町・村	
		円	円	円	円	円	円
1.	学校備品購入に関する助成(教材整備費等)						
	小・中学校施設整備に関する助成	◎	18			18	
	(1) 施設整備貸付金等						
2.	同和教育担当指導主事・同和教育担当主任等の設置と教職員定数の充実に係る(教職員課所管)	◎	18			18	
	(1) 同和教育担当指導主事の設置						
	(2) 同和教育担当指導員の設置						
	(3) 同和教育指導員の設置						
3.	同和教育関係教職員人件費(教職員加配)	◎	18			18	
	(1) 指導者の育成および教職員の研修						
	ア) 公立小・中学校同和教育研修費等						
	イ) 公立高等学校同和教育研修費等						
4.	同和教育関係の優遇						
	ア) 私立学校同和教育研修費等						
	ウ) 私立学校同和教育研修費等						
	エ) 同和教育関係教職員推進手当の支給						
5.	同和教育研究の推進(指導一課・二課等所管)						
	ア) 同和教育研究指定校・実践校の設置(研究奨励費等)						
	イ) 同和教育研究団体への助成						
	ロ) 奨励教育特別就学奨励費(補助事業)						
6.	就学の促進と通路指導の充実(指導一課・二課等所管)						
	ア) 奨励教育特別就学奨励費(奨励事業)						
	イ) 奨励教育特別就学奨励費(奨励事業)						
	ロ) 奨励教育特別就学奨励費(奨励事業)						
7.	大学等修学奨励費(支給事業)						
	ア) 大学奨励費						
	イ) 奨励費						
	ロ) 奨励費						
8.	個人給付関係						
	ア) 奨励費						
	イ) 奨励費						
	ロ) 奨励費						

個人給付関係	負担区分	国		府		市・町・村	
		円	円	円	円	円	円
1.	青少年活動施設(青少年センター等)整備に関する助成						
	(1) 青少年活動施設(青少年センター等)設置助成費						
	(2) 青少年活動施設(青少年センター等)運営助成費						
	社会同和教育施設(同和地区集会所等)整備に関する助成						
	(1) 社会同和教育施設(同和地区集会所等)設置助成費						
2.	同和問題啓蒙費(社会教育課所管)						
	(1) 資料作成費等(パンフ・映画等)						
	(2) 同和教育講座開催費等						
	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導員設置助成費(社会教育課所管)						
3.	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導員設置助成費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導員設置助成費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
4.	青少年活動(子ども会・青年部)への助成						
	(1) 青少年活動(子ども会・青年部)への助成						
	(2) 識字学級・補充学級等の助成						
	社会体育振興費(保健体育課所管)						
	(1) スポーツ奨励助成費						
5.	同和問題研究事業への助成						
	(1) 同和問題研究事業への助成						
	(2) 同和問題研究資料等の出版事業への助成						
	(3) 府県および市町村付属研究所等での研究活動推進事業費						
	(4) 府県および市町村付属研究所等での研究活動推進事業費						

施設関係	負担区分	国		府		市・町・村	
		円	円	円	円	円	円
1.	青少年活動施設(青少年センター等)整備に関する助成						
	(1) 青少年活動施設(青少年センター等)設置助成費						
	(2) 青少年活動施設(青少年センター等)運営助成費						
	社会同和教育施設(同和地区集会所等)整備に関する助成						
	(1) 社会同和教育施設(同和地区集会所等)設置助成費						
2.	同和問題啓蒙費(社会教育課所管)						
	(1) 資料作成費等(パンフ・映画等)						
	(2) 同和教育講座開催費等						
	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導員設置助成費(社会教育課所管)						
3.	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導員設置助成費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導員設置助成費(社会教育課所管)						
	社会同和教育指導者研修事業費(社会教育課所管)						
4.	青少年活動(子ども会・青年部)への助成						
	(1) 青少年活動(子ども会・青年部)への助成						
	(2) 識字学級・補充学級等の助成						
	社会体育振興費(保健体育課所管)						
	(1) スポーツ奨励助成費						
5.	同和問題研究事業への助成						
	(1) 同和問題研究事業への助成						
	(2) 同和問題研究資料等の出版事業への助成						
	(3) 府県および市町村付属研究所等での研究活動推進事業費						
	(4) 府県および市町村付属研究所等での研究活動推進事業費						

〔備考〕 ※…①「国」の欄については、一応同和対策として措置されているが、大阪の実情に合わないため、ほとんど活用されていないものをさす。
 ◎…②「市町村」の欄については、大阪府の施設以外に、市町村独自で措置されているものをさす。
 ◎…③一般対策の中で、「同和」向けに「特別」の配慮」が行なわれているものをさす。

特に、前項で明らかにしたとおり、内閣「同対策」答申第三節「同対策の具体案」の「四、教育問題に関する対策」の「法的法策」で明示されている項目のほとんどは

すでにみたように、文部省においては無視されている現状である。試みに、現在、文部省が行っている施策を開始半度としてみるのと次のとおりである。(〈第27表〉参照)

〈第27表〉文部省「同和」教育行政の推移

(単位 千円)

年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	備考
1. 同和教育推進地域の指定	656	1,155	1,230	1,212	1,539	3,226	3,262	3,334	3,370	3,169	6,946	8,103	8,213	8,379	13,673	16,413	23,121	23,473	
(1)推進地域の指定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,744	4,418	4,455	4,510	4,786	4,874	10,631	10,792	44年開始
(2)別荘指定校	656	1,155	1,230	1,212	1,539	3,226	3,262	3,334	3,370	3,169	3,202	3,685	3,758	3,869	8,887	9,046	9,758	9,916	34年開始
2. 資料作成等	294	294	621	627	627	639	670	716	727	2,322	2,333	2,446	2,466	2,496	2,640	2,433	2,729	2,765	36年開始
3. 高等学校等進学奨励費補助	—	—	—	—	—	—	—	24,678	45,108	77,500	115,120	208,106	320,106	499,306	776,617	1,207,507	1,809,709	2,733,029	41年開始
合計	950	1,449	1,851	1,839	2,186	3,865	3,932	28,728	49,205	82,991	124,399	218,655	330,785	510,181	792,930	1,223,820	1,832,830	2,756,502	

〈社会教育関係〉

(単位 千円)

年度	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	備考	
1. 同和対策調査指導等	1,778	2,121	2,290	2,290	2,436	2,488	2,998	3,008	2,886	3,213	3,815	3,903	3,994	4,542	4,743	5,702	5,853	都道府県委託	35年開始
2. 同和教育指導者研修	—	—	—	—	3,235	3,249	3,264	3,278	3,133	4,034	4,914	5,079	5,323	5,854	6,479	7,875	8,240	〃	39年開始
3. 同和対策団体育成若集会開催	1,866	2,424	3,822	3,822	10,187	10,591	11,208	14,254	13,765	15,908	16,694	20,958	22,488	25,713	31,448	43,725	55,553	市町村委託	35年開始
4. 集会所指導事業	—	—	—	—	—	10,013	16,016	21,669	25,661	32,343	41,101	57,831	90,538	139,362	209,698	334,729	429,539	〃	40年開始
5. 同和対策集会所設備整備	—	—	1,000	1,500	1,500	1,800	1,800	1,800	1,843	2,328	3,363	5,333	8,000	12,267	16,400	23,200	30,667	市町村補助補助委託(1)7~(3)1~(2)14以降	37年開始
6. 同和対策集会所施設整備	—	—	7,328	10,388	10,388	13,186	13,186	17,939	21,569	30,412	48,963	81,664	128,304	192,667	278,538	539,915	714,376	〃	37年開始
7. その他	—	10,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	
合計	3,644	14,545	14,440	18,600	28,346	41,327	48,472	61,948	68,877	88,239	118,850	174,768	238,647	380,405	547,276	855,146	1,244,228		

おどろくべきことに、ほとんどの事業が「同対審答申」が出される以前から実施されているものであり、「答申」以後(即ち昭和四一年度以後)「特別措置法」が成立する昭和四四年までに新たに実施されているものは、高等学校等進学奨励費補助のうちの高校奨励学金のみであり、「特別措置法」成立以後に新たに実施されたのは、「推進地域の指定」及び高等学校等進学奨励費補助のうちの「高校、高専通学用品等助成金」(昭和四八年)及び「大学奨励学金」(昭和四九年)のみである。(注四)

「部落解放は教育にはじまり教育におわる」といわれながら、そして「答申」すらが、第一部の(一)「同和問題の本質」において、「したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剩人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である」としているにもかかわらず、更には「特別措置法」残り一年有余、悪質きわまりない「部落地名総鑑」差別事件が現出し、政府の部落解放に対する基本姿勢が問われているこの時にいたっても、文部省においては、いまだに「答申」の精神はいかされておらず、ないがしろにされたままなのである。我々は、文部省の同和教育行政に関わる基本姿勢について重大な問題点を見い出す。

二 学校教育関係施策の具体的問題点

文部省においては、わずかに、以下の項目のみが「同和対策」として位置づいている。

- 一 同和教育推進地域等
 - (1) 推進地域の指定
 - (2) 研究指定校
 - (3) 研究協議会開催
 - (4) 資料作成
- 二 高等学校等進学奨励費補助
 - (1) 高校奨励学金
 - (2) 大学奨励学金
 - (3) 高校(高専)通学用品等助成金

(イ) 現行「対象事業」の問題点

まず、これらの「対象事業」についてみていくならば、第一に「同和教育推進地域の指定」がわずかに六六ヶ所に限定されていることである。大阪においては、部落を含む小・中学校は全て同和教育推進校として位置づけ、各種の措置を講ずべきであるし、当面それに向けた最低限のものとして、部落を含む市町村全てを「同和教育推進地域」とすべきである。又、「同和教育研究指定校の指定」やその実践の評価についても部落解放同盟や全同教との協議をもつ

べきである。

第二に、高等学校等進学奨励費補助に関する。文部省は、部落の子どもたちの教育の機会均等を保障する立場に立っているとはいいがたい。なぜなら、① 高校奨励学金の対象人員が低く見積られており、部落の高校進学率を低率に見込んだ数字であること(総理府の五〇年調査の数字で単純計算しても一〇〇程度の数字である)。

② 大学奨励学金の支給が認められたのが、昭和四九年からであり、又、いまだに大学の通学用品等助成金(いわゆる入学支度金)を認めていないように、部落の子どもたちの大学進学に極めて冷淡であること。(注目しなければならぬのは、昭和五〇年の総理府実態調査の調査用紙には、部落の子どもたちの進路を記入させていながら「大学進学」の項目はなかったのである。)

③ 「進学奨励費補助」の補助先を「県・指定都市」のみに限定し、市町村が事業主体になり、それに対し大阪府が補助する形をとっている大阪府に対しては、全く補助金を交付していないこと(大阪府は指定都市であるため、わずかなだけもらっている)。

(ロ) 未措置事業の重要性

「答申」が求めた具体的方策のほとんどが、文部省の同和对策の対象外にされており、府県・市町村の同和教育行

政の前進をはばんでいるのである。特に前述の大阪府の例でも明らかな通り小・中学校の施設設備費および同和加配教員の人件費は、最重要課題である。文部省においては、学校施設設備に関して、一般対策の「危険校舎改築」措置の際、一般地区は四五〇点以下となっているが、同和校の場合は五〇〇点まで引上げをはかっているのみであり、教員加配についても、一般対策の「教育困難校に対する教育加配」を同和校に重点的に配置しているとするが、その基準や実情については何ら明らかにしていないのである。大阪府の場合を調べると五一年の場合、この数はわずかに一一二人であり、同和加配全体の一割にも満たないものでしかない。

更には、同和对策の就学措置が全く認められていない点である。「答申」は「同和地区児童生徒に対する就学進援助措置」を求めているが、現行は「進学援助措置」のみで、義務教育特別就学奨励費を中心とする「就学援助措置」については、全く応じようとしぬ態度をみせている。

最後に「同和教育研究団体等に対する助成措置」についても、現行では全く認められていない。「答申」では、「同和教育に関して、教育研究団体等の行う研究に対し、補助を行うこと」と求めているが、全同教や部落解放研究所等々へは何らの補助も出されていない現状である。

三 社会教育関係施策の具体的問題点

社会教育関係施策として認められているのは、以下のもののみである。

- (一) 同和对策調査指導等
- (二) 団体育成、諸集会開催
- (三) 同和教育指導者研修
- (四) 集会所指導事業
- (五) 同和对策集会所計備費
- (六) 同和对策集会所整備費
- (イ) 現行「対象事業」の問題点

現行施設の中で、同和对策調査指導、同和教育指導者研修、団体育成、諸集会開催等々は部落解放運動とは無関係に進められており、ほとんど実益があがっていない。(特に、部落解放同盟主催の全国授学生集会、全国青年集会、全国婦人集会是、「好ましからざる団体、集会」と見られているらしく、全くおよびがかららない)

次に「同和对策集会所関係」施策には多くの問題点が存在する。特に対象世帯数を「四〇世帯以上二一〇〇世帯未満」としているため、四〇世帯未満の全国に数多く存在する少数点在部落や二〇〇世帯以上の大都市部落は全く措置されないままに放置されている。(総理府の五〇年調査によれ

ば四〇世帯未満の部落は、地区数で見ると全体の六一・八%を占めるのである。)もともと文部省は、「大きな地区では隣保館でと厚生省でも話し合いがなされている」とするが、隣保館はあくまでも隣保事業であり、社会教育活動を主とした社会教育施設ではなく、ごまかしにしかすぎない。少数点在部落における社会教育施設については、全く放置されたままである。

(ロ) 未措置事業の重要性

社会教育関係については、答申の精神は骨ぬきにされ、答申の求めた「具体的方策」のほとんどがなげろにされている。われわれが要求してきた ①青少年活動施設青少年センター建設費補助 ②社会同和教育指導員設置費補助等が全くとり上げられていない。これらとかわって地域の子ども会活動、奨学生活動、青年部、婦人部活動等々を積極的に援助しようという姿勢は全く見られないのである。特に、一般対策としては、ボーイスカウトや、スポーツ少年団等々への助成も行いながら部落解放の諸組織には何らの助成もしない差別的姿勢については、きびしく追及されなければならない。

(注一)

大阪市同和教育基本方針(昭和四一年一月八日)

日本国憲法においては、すべて国民は法の下に平等であ

り、その基本的人権はなにびとも侵すことのできない権利として保障されているにもかかわらず、同和地区においては今日なお社会的・経済的・文化的に低位性をよぎなくされ、現代社会の不合理と矛盾を集中的にうけ、差別はなお解消されていない。

とくに大阪市では人口の移動・戦災・疎開・都市計画にもとづく地域の変ぼうなどにより、同和地区の不明確化とスラム化の傾向がみられ、いわゆる都市部落の特徴を呈し、問題の解決をいっそう複雑にしている。

部落の解放については、今なお一部ではことなかれ主義の意見もあとをたたず、融和主義や同情主義も根づよく残っている。このような表面的・現象的な認識では、現に存在するきびしい部落差別の解消は期しがたい。

部落差別の解消は、すべての国民がこの差別の実態を直視して部落問題を正しく認識し、民主主義をより具体的に実現する願いを基調として積極的にこれととりくみ、あらゆる力の結集・統合の上で実現するものであるが、その根本においては教育の力にまつべきところが多い。

同和教育の本質は、今なお部落差別の存在することの不合理を知らせ、人間尊重の自覚を高め、不合理な差別を排除する精神をつちかうことにある。とくに同和地区の児童・生徒に対しては、学力の向上をはかり、人権の

自覚を高め、いささかの差別をも許さず、差別を克服し、民主社会の一員としてその責務をじゅうぶん果たし得る人間を育成しなければならぬ。

1、日本国憲法・教育基本法ならびに児童憲章の精神にのっとり、同和教育をすべての学校・幼稚園および地域社会において国民の責務として積極的に実践展開する。

2、学校教育では、児童・生徒の発達段階を考え、地域の実情に即しながら適切な指導方針を確立し、これを積極的・具体的に展開して同和教育本来の目的達成につとめる。

3、同和地区の子どもは、不就学・長欠・年少労働などの悪条件のもとにおかれ、学習意欲は低く学力などにおいてその発達がじゅうぶんでないきらいがある。この実態の上にたち、教育諸条件の整備をはかり、ひとりひとりの児童・生徒をみつめて、かれらのもつ可能性を最大限にのばすように努めるとともに、進路指導をいっそう積極的におこなう。

4、部落の現実の問題を適確に把握し、その問題点を解決するため社会教育においては、さらに諸条件の整備をはかり、きびしい生活現実に対し積極的にとりくむ自主的・組織的教育活動のじょう成につとめる。

5、同和教育の成果は、指導者の部落問題に対する正し

い認識と理解・人間尊重の信念と情熱に負うところが少なくない。したがって指導者の育成とその資質の向上に努力する。

本方針実施にあたっては、学校教育・社会教育の有機的な連携をはからなければならないことはいうまでもないが、さらに地域関係機関ならびに諸団体との連携を密にし、各種行政と相まってその実をあげることを目指すものである。

大阪府同和教育基本方針（昭和四二年五月三一日）

日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらにすべての国民は法のもとに平等であることを保障している。

しかし、今日なおこのことについて教育の徹底が必ずしもじゅうぶんでなく、とくに同和地区においては、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などの基本的人権が、完全に保障されておらず、社会的、経済的、文化的に低位な状態におかれている。

これらの問題は、民主主義がまだ徹底していないことにもとづくものであり、これを解決するには、すべての国民が共通の課題として取り組まなければならないが、とくに国および府の責務として、差別の実態を科学的、実証的にとらえ、積極的に差別からの解放にとめることが肝要である。

したがって、同和地区の住民に教育の機会均等と職業選択の自由を完全に保障し、生活を安定させ、社会的、経済的、文化的地位の向上をはかるとともに、国民ひとりひとりに部落問題を正しく認識させ、社会の中に今なおきいている不合理な部落差別をなくするための施策を推進することがたいせつである。

このことは、あらゆる力の結集によって達成されるものであるが、その中でも教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、同和教育を推進するために、その基本方針を次のとおり定める。

一、日本国憲法・教育基本法の精神にのっとり、同和对策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。

二、部落差別をなくするために、府下のすべての学校、すべての地域社会において同和教育を推進し、すべてのひとびとが部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずからの課題として解決にあたるようにつとめる。

三、同和地区における児童・生徒の長欠、不就学の問題ならびに就学前教育の普及率や上級学校進学率の低さ等、教育の機会が阻害されている実態を把握して、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能

性を最大限に伸ばしうるよう教育諸条件の整備をはかり、教育の機会均等と進路の保障につとめる。

四、同和地区における住民みずからが、社会的、経済的、文化的水準を向上しうるよう、各種の学級・講座等の開設ならびに自主的、組織的活動の助成等、社会教育における諸条件の整備につとめるとともに、ひろく全府民に対しても同和教育を積極的に推進するようつとめる。

五、同和教育を推進するために、部落問題に関する深い認識と理解と実践力を身につけた熟意ある指導者の育成をはかる。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性をもち学校教育と、社会教育の連携をはかるとともに、関係諸機関および諸団体との連携をいっそう密にして、総合的に推進しなければならない。

(注)

大阪府同和地区小中学校施設整備事業資金貸付要綱

(目的)

第一、この要綱は、同和地区を含む小中学校における施設整備を促進するため校舎等の新增築事業また改築事業を行う市町村に対し、予算の範囲において府が実施する資金の貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象事業)

第二、この要綱に基づく資金貸付の対象となる事業は、

同和地区小中学校にかかる校舎等の新增築または改築事業のうち義務教育諸学校施設費国庫負担法に定める国庫負担の基準を越えて実施する事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

1、別に定めるところにより学級編制基準を引き下げるために必要とする校舎新增築事業および同和地区小中学校として特に必要とする施設を整備するために実施する校舎等新增築事業

2、前号の事業に伴う既設木造、ブロック造、鉄骨造校舎の改築等同和地区小中学校を計画的に整備するために必要な建物改築事業

(借入の条件)

第三、資金の貸付を受けることのできる市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しているものとする。

1、事業の計画が適切であること。

2、資金計画が明確であること。

(貸付の方法)

第四、資金の貸付は、証書貸付の方法によるものとする

(貸付の条件)

第五、貸付の条件は、次のとおりとする。

1、貸付の利率は、年三パーセントとする。

2、償還期限は、五年以内とする。(ただし、据置期間を含む)

- 3、据置期間は五年とする。
 - 4、延滞利息は、延滞元金につき年一〇・九五パーセントとする。
- (貸付の限度額)
- 第六、貸付の限度額は、別に定める基準により算出された事業費の $\frac{1}{2}$ 以内（大阪市立学校については $\frac{1}{3}$ 以内）とする。

2 前項の規定にかかわらず市町村の財政事情にもとづき大阪府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合においては $\frac{1}{2}$ 以内とすることができる。

(申請手続)

第七、資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 1、資金借入申請書（別紙第一号様式）
- 2、事業実施計画書（別紙第二号様式）
- 3、償還年次表（別紙第三号様式）
- 4、関係予算の抜すい。

(貸付額等の決定)

第八、教育委員会に、前項の書類の提出を受けたときは、当該書類等について審査のうえ、貸付の可否、貸付額および貸付期日を決定し、当該市町村に通知するものとする。この場合教育委員会は、必要な条件をつ

けることができる。

(貸付の実行)

第九、前項の通知を受けた市町村は、当該貸付期日において、借用証書（別紙第四号様式）と引き換えに資金の貸付を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第十、市町村は、貸付の対象となった事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画等変更承認申請書（別紙第五号様式）を提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

第十一、市町村は、貸付対象事業の実施状況に関し、事業実施状況報告書（別紙第六号様式）を作成し、当該貸付金の貸付を受けた年度の翌年度の六月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

(実地検査)

第十二、教育委員会は、貸付金の適正かつ効率的な運用のため必要があると認めるときは、市町村に対して必要な資料提出を求め、または職員をもって実地に検査させることができる。

(元金の償還および利息の支払)

第十三、元金の償還および利息の支払は、一カ年賦元利均等償還とする。

(延滞利息の支払)

第十四、元金および利息の支払期日にそ全部または一部

の払込をしなかった市町村は、延滞金額につき払込期日の翌日から払込当日までの延滞利息を支払わなければならない。

(繰上償還)

第十五、教育委員会は、市町村が貸付金を目的外に使用したときは、または、貸付金の管理運用および償還等に関して、貸付条件に従わなかったときは、当該市町村に対し、貸付金の全部または一部を繰上償還させることができる。この場合においては、教育委員会は、繰上償還させようとする日の一〇日前までに当該市町村に対し繰上償還通知書（別紙第七号様式）を送付するものとする。

第十六、市町村は、貸付金の全部または一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村は、繰上償還しようとする日の一〇日前までに、繰上償還申請書（別紙第八号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第十七、前二項の場合において、貸付金の一部を繰上償還した市町村は、遅滞なく繰上償還後の償還年次表を教育委員会に提出しなければならない。

(細目)

第十八、この要綱に定めるもののほか資金の貸付に関し必要な事項は、別に定める。

(様式略)

同和地区小中学校プール建設補助金交付要綱

(目的)

第一条 同和地区を有する小中学校の施設整備の促進をはかるため、同和地区小中学校プールを建設しようとする市町村に対し、予算の範囲内で、同和地区小中学校プール建設補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和四十五年大阪府規則第八五号、以下「規則」という。同規則中、知事とある字句は教育長と読み替えるものとする。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第二条 同和地区小中学校プール建設補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は次のとおりとする。

- (1) 工事費は、本工事費及び附帯工事費とする。
 - ア、本工事費は、水槽及び附帯施設の工事費とする
 - イ、附帯工事費は、本工事費に附帯する電気、給排水、衛生等の工事費とする。

- (2) 建設単価は一方メートル当り八七、〇〇〇円とする。ただし、実施建設単価がこれに満たないときは、実施建設単価を建設単価とする。この場合において実施建設単価の算出は、次の式によることとし、円未満は切捨てとする。

- (3) 補助の対象となる施設は、水槽及びこれに付属す
- 〔本工事費＋附帯工事費、以下同じ〕÷水面積

る更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等の施設とする。

(4) 水槽の水面積は、小学校、中学校とも四〇〇平方メートルを限度とする。

(5) 補助金の額は、工事費の額の額から、国庫補助金の額を除いた額とする。

(補助金の交付の申請)

第三条 規則第四条第一項の規定による申請書(別記様式第一号)は、別に定める日までに提出しなければならぬ。

2、前項の申請書には、別記様式第二号による書類及び事業計画書(別記様式第三号)、関係予算書(抜すい)施設の平面図・立面図及び断面図(註四)を添付しなければならない。

(補助の条件)

第四条 規則第六条第一項第一号の規定による教育長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 工事期間を変更する場合

(補助申請の取下げ)

第五条 補助金の交付申請の取下げをすることができる期間は、規則第七条の通知を受けとった日から一〇日以内とする。

(状況報告)

第六条 規則第十条の規定により補助事業者が報告しな

ければならないものは、次のとおりとする。

(1) 着工届(別記様式第四号)

(2) 状況報告書(別記様式第五号)

(実績報告)

第七条 規則第十七条の規定により実績報告書(別記様式第六号)の提出期限は、事業の完了した日から三〇日以内(同条後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の四月三十日)とする。

2 規則第十二条の規定による実績報告書に添付する書類は、別記様式第七号のとおりとする。

(補助金の交付)

第八条 補助金は、規則第十三条の規定による補助金の額の確定後に交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金の額の確定通知を受けとった日以後一〇日以内に補助金交付請求書(別記様式第八号)を提出しなければならない。

附 則

1、この要綱は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(様式略)

(注三)

この点にかかわって、部落解放研究所紀要第七号所収の「部落解放総合計画前期五ヶ年における行財政の状況」の中で、大阪府下市町村同和事業における財政状況

と国の措置の実態について詳しく述べられている。

(注四)

総理府編「同和対策の現況」(昭和四十八年十二月刊)参照。「措置法」以前の同和教育行政については、P 33～35。「措置法」以後については、P 38～47。

まとめと今後の課題

以上みてきたように、差別の現実、進路の点においても、学力の点においても、八年前の現状と若干の形態的変化(たとえば、高校進学率の変化)が認められるにしても、基本的には変化していないことが指摘しうるのである。昨年の文部省交渉において、ある文部官僚の一人は、「差別観念は残っているにしても、部落の子の教育現実と他地区の子どもの教育現実との格差は、東京と青森の格差よりも小さい」と、うそぶいたわけであるが、この認識が全く誤っていることが、以上の不十分な分析においてだけでもあきらかである。

我々は、何人も否定しえない事実をつきだし、それを完全なものとしながら、行政闘争を闘いぬく必要がある。

そして、このことによって、差別はなくなりつつある、というような融和主義者たちの甘い言葉の幻想性を教育の面からも打破していかなければならぬ。

とくに、この闘いの中で文部省は、同和教育行政の視点「特別措置法」の視点を全く欠落させ、その結果、府県・市町村にその責任を転嫁していく傾向をきびしく追求する必要がある。

このためにも、この小論で試みた作業を、各府県ごと、また全国レベルで追求し、我々の側の理論武装を強めなければならぬであろう。

この点で中央本部が教育白書をつくりをとった行政闘争の展開をよびかけていることはきわめて重要なことであり、活動家・研究者が一体となつてすすめるべきならぬ。

最後に、各府県で検討する際に、各府県行政が出ている「答申」・教育方針などを活動家・研究者が検討すること、その「答申」・方針と現実をつきあわせ、差別の現実を克服する具体的要求をまとめていくことが重要であることを付記しておきたい。